

阿賀町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年12月 策定

令和5年6月 変更

令和7年7月 変更

新潟県阿賀町

目 次

1 基本的な事項

(1) 阿賀町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	9
(7) 計画期間	9
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	9

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	1 1
(2) その対策	1 2
(3) 計画	1 3
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	1 4

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	1 5
(2) その対策	1 7
(3) 計画	2 0
(4) 産業振興促進事項	2 2
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	2 3

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	2 4
(2) その対策	2 4
(3) 計画	2 5

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	26
----------------------	----

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	27
(2) その対策	28
(3) 計画	29
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	32

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	34
(3) 計画	36
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	37

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	39
(3) 計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	42

8 医療の確保

(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	43
(3) 計画	43
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	44

9 教育の振興

(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	46
(3) 計画	48
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	49

10 集落の整備

(1) 現況と問題点	50
(2) その対策	50

(3) 計画	5 1
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 1

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点	5 2
(2) その対策	5 2
(3) 計画	5 3
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 3

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点	5 4
(2) その対策	5 4
(3) 計画	5 4
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 5

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	5 6
(2) その対策	5 6
(3) 計画	5 6
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 7

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	5 8
---------------------------------	-----

1 基本的な事項

(1) 阿賀町の概況

(ア) 自然的条件

阿賀町は、新潟県東部に位置し、町の中央を阿賀野川とその支流の常浪川が流れ、その沿岸の段丘を中心に開けた山間地域で、中心部は比較的平坦であるものの、周辺は急峻な山岳地帯に囲まれています。北に大きく飯豊山塊が広がり、北西には越後山脈が南北に走っています。町の面積は952.89km²で、新潟県面積の約7.6%を占めています。

気候は、日本海側気候と内陸性気候の特徴を併せ持ち、年間の平均気温は11℃から12℃ですが、年間を通じての気温差が30℃もあり、1日の気温差も大きくなっています。また、高温多湿で降雨量も多く、冬の積雪は平坦部で1.5m、山間部で2.5mに達し、根雪期間は12月下旬から3月下旬に及び、特別豪雪地帯に指定されています。

(イ) 歴史的条件

阿賀町は、かつて福島県（会津藩）に属していたことから、全国的にも珍しい「兩属の地」として会津と越後双方の歴史と文化が垣間見える地域です。

近世には、現在の阿賀町一帯は江戸時代から明治時代にかけて越後国蒲原郡小川庄と呼ばれ、津川町に代官所を置き、鹿瀬・海道・上条・下条の4組を治めていました。

明治12年、前年に施行された郡区町村編制法により福島県東蒲原郡となりましたが、明治19年に新潟県へ編入され、700年にわたって結び付いてきた会津を離れ、越後へ戻る事となりました。

明治22年の町村合併により12の町村に再編され、昭和30年に自治体の担う役割に応じた合併が進められ4町村となり、さらに平成17年には4町村の合併により現在の阿賀町が誕生しました。

(ウ) 社会的・経済的諸条件

阿賀町は、新潟市の中心部から東へ磐越自動車道で約35分、一般国道49号では約60分で町の中心地に到達する距離にあり、町の東側は福島県の県境と接しています。かつては、若松城下から越後新発田までの約92kmを結ぶ旧会津街道が、参勤交代での往来や廻米輸送、塩、日用品の移出入などによって阿賀野川水運と共に発展してきました。

大正時代になると、現在の磐越西線である鉄道が全通し、さらに大正末期から昭和初期にかけて阿賀野川水系の水力発電事業が開始され、交通・経済の体系に大きな変化をもたらし、昭和30年代の高度成長期以降、主要道路の改良が進み、いわきジャンクションを起点に新潟中央インターチェンジに至る全長212.7kmの磐越自動車道が平成9年に全線開通となりました。また、平成25年に開通した国道49号揚川改良により、これまで抱えていた急カーブや幅員狭小、事前通行規制などの課題が解消されました。

(エ) 本町における過疎の状況

本町における最重要課題は、「人口減少とそれに伴う少子高齢化」であり、このまま進行すると、地域社会における担い手世代の減少による地域活力の衰退、集落機能の低下により維持困難になる集落の増加が想定されます。

人口動態の年次推移をみると、昭和50年から現在まで減少し続けており、令和2年の国勢調査では9,965人となり、昭和50年に22,070人あった人口は45年間で半数以上減少しており、今後も人口減少は続くと推測されます。若年層の構造的な流出に伴う「地域の担い手」層の減少、50%を超える高齢化率の上昇など人口問題は深刻な状況となっています。

そこで、平成17年の合併以前から過疎の防止と地域の振興を図るため、過疎対策に基づき積極的に各種施策を推進した結果、交通や通信施設等のインフラ整備に子育てや教育環境の充実、医療体制の整備等により生活環境は改善されつつありますが、依然として人口減少に歯止めがかからず一層効果的な対策を継続して進める必要があります。

このように過疎地域を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある一方で、過疎地域は、食料等の安定的な供給、自然災害発生の防止、自然環境の保全等の多面にわたる機能を有し、人々の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支える重要な役割を担っています。加えて、東京圏への人口の過度の集中によって、大規模災害時の建物被害や人的被害の増大や感染症の拡大リスク等の問題が深刻化しており、過疎地域の担うべき役割は一層重要なものとなっています。

近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方改革といった過疎地域の課題解決に資する地域活性化等の動きを積極的に取り入れ、非過疎地域となることを目指す必要があります。

(オ) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向

産業別人口の動向を見ると、就業人口比率で昭和50年では、第一次産業が30.8%、第二次産業が35.5%、第三次産業が33.7%と第1次産業の比率が高かったが、平成27年の国勢調査では、第1次産業は8.9%、第2次産業は32.0%、第3次産業は58.9%と産業割合に変化が生じ、第1次産業の構成比率が大きく減少しています。

これは、農林業の経営の近代化等による余剰人員の第2次・3次産業への移行や、後継者不足による農家の減少が主な理由として挙げられます。また、急激な高齢化は老人福祉関連業種の需要を生み、第3次産業や売上高の構成比率の増加要因となっています。

本町は、県都新潟市から東へ磐越自動車道で約35分、一般国道49号では約60分で町の中心部に到着する距離にあり、平成27年の通勤通学による人口移動は、近隣の新潟市、五泉市、阿賀野市、新発田市が多くなっています。また、地域経済循環率は67.3%となっており、県内の市町村と比べると、地域で生み出された所得が地域に還流している割合は低く、町民の生活行動は、近隣の市町村への依存度が高い状況にあり、一方で、比較的都市部に近いことから、農林産物の供給や体験型観光など豊かな自然環境の提供に優位な立地特性を有しており、地方創生の取り組みとともに、人口減少抑止にこの優位な立地特性を活かしたまちづくりを進める必要があります。

新潟県は、平成31年に策定した「新潟県総合計画」において、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を基本理念とし、新潟県の魅力、新潟らしさ「ブランド」を意識し、新潟に住んでいることを誇りに思い、これからも住み続けたいと思える新潟県、そして、国内外の方々が新

潟に魅力を感じ、訪ねてきていただける新潟県を目指しています。

この新潟県総合計画の指針と阿賀町総合計画をはじめとするまちづくり計画は同一の基調にあり、本計画に示す持続的発展の基本方針は、新潟県総合計画と阿賀町総合計画に示す考えも踏まえた、過疎地域におけるまちづくりの基本的な方向を表したものです。

(2) 人口及び産業の推移と動向

国勢調査による当町の人口は、昭和50年の22,070人に対し、令和2年は9,965人と45年で半数以上減少しています。特に14歳以下の年少人口においては、昭和50年の5,006人から令和2年では673人まで減少し、若年者比率は8.1%となり、総数の1割を切っています。一方、65歳以上の高齢者人口は、昭和50年の2,760人から令和2年には4,945人になるなど人口とは反比例して増加し、令和2年の高齢者比率は49.6%となり、総数のほぼ半数まで及んでいます。

地区別の人口は、昭和55年から令和2年の40年間で、各地区ともに減少しています。津川地区で50.6%減、鹿瀬地区で61.4%減、上川地区で50.1%減、三川地区で43.2%減となっています。

また、各地区における令和5年3月末時点の人口構成では、年少人口率は三川地区で7.5%と最も高く、生産年齢人口率は津川地区が最も高く46.9%、高齢化率は鹿瀬地区が59.7%と最も高くなっており、鹿瀬地区は人口減少率及び高齢化率が4地区で最も高い割合となっています。

また、産業別人口の動向を見ると、昭和35年の就業人口比率では、第1次産業の比率が高かったものの、令和2年では、産業割合に変化が生じ、第1次産業の就業人口比率が大きく減少しています。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 35,111	人 22,070	% △ 37.1	人 17,557	% △ 20.4
0歳～14歳	12,947	5,006	△ 61.3	2,523	△ 49.6
15歳～64歳	20,115	14,304	△ 28.9	10,871	△ 24.0
うち15歳～ 29歳 (a)	7,484	3,833	△ 48.8	2,251	△ 41.3
65歳以上 (b)	2,049	2,760	34.7	4,163	50.8
(a) / 総数 若年者比率	% 21.3	% 17.4	—	% 12.8	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 5.8	% 12.5	—	% 23.7	—

表 1－1（１） 人口の推移（国勢調査）

区分	平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 14,703	% △ 16.3	人 11,680	% △ 20.6	人 9,965	% △ 14.7
0歳～14歳	1,607	△ 36.3	965	△ 40.0	673	△ 30.3
15歳～64歳	7,342	△ 32.5	5,422	△ 26.2	4,347	△ 19.8
うち15歳～29歳（a）	1,535	△ 31.8	1,032	△ 32.8	810	△ 21.5
65歳以上（b）	5,754	38.2	5,290	△ 8.1	4,945	△ 6.5
（a）／総数 若年者比率	% 10.4	—	% 8.8	—	% 8.1	—
（b）／総数 高齢者比率	% 39.1	—	% 45.3	—	% 49.6	—

表 1－1（２） 地区別の人口推移（国勢調査）

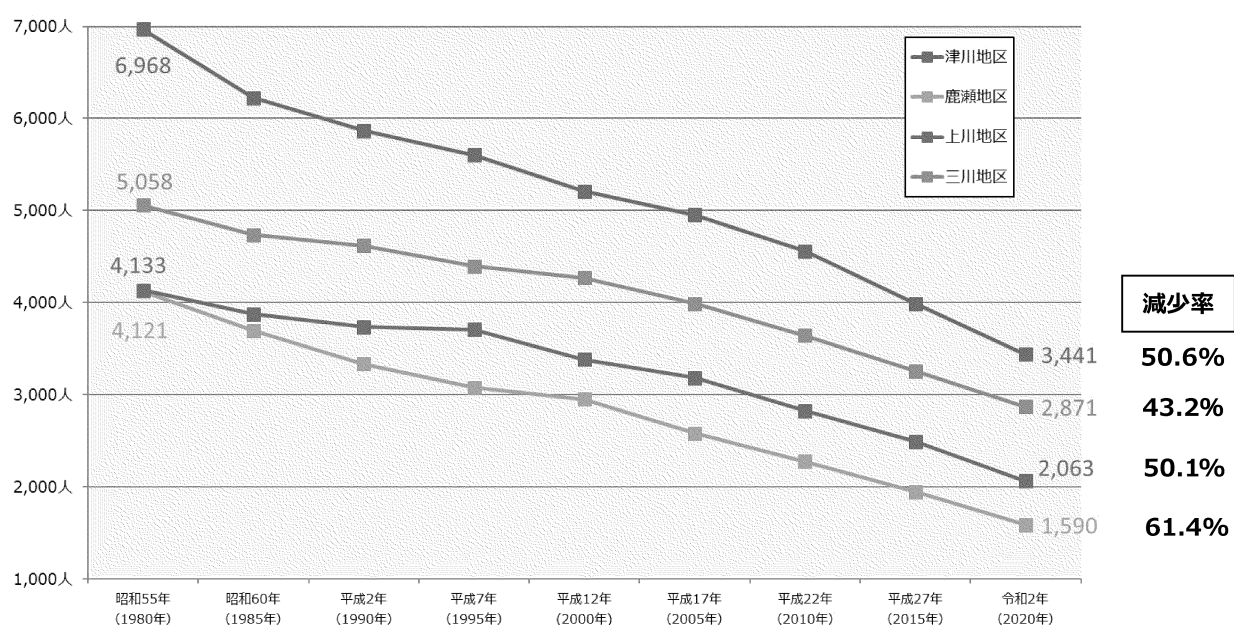


表 1－1（３） 各地区における人口構成 令和5年（2023年）3月31日時点

	津川地区	鹿瀬地区	上川地区	三川地区	阿賀町全体
地区人口総数（人）	3,348	1,577	1,982	2,676	9,583
0～14歳人口	195	68	107	200	570
15～64歳人口	1,569	567	873	1,201	4,210
65歳以上人口	1,584	942	1,002	1,275	4,803
年少人口率（%）	5.8	4.3	5.4	7.5	5.9
生産年齢人口率	46.9	36.0	44.0	44.9	44.0
高齢化率	47.3	59.7	50.6	47.6	50.1

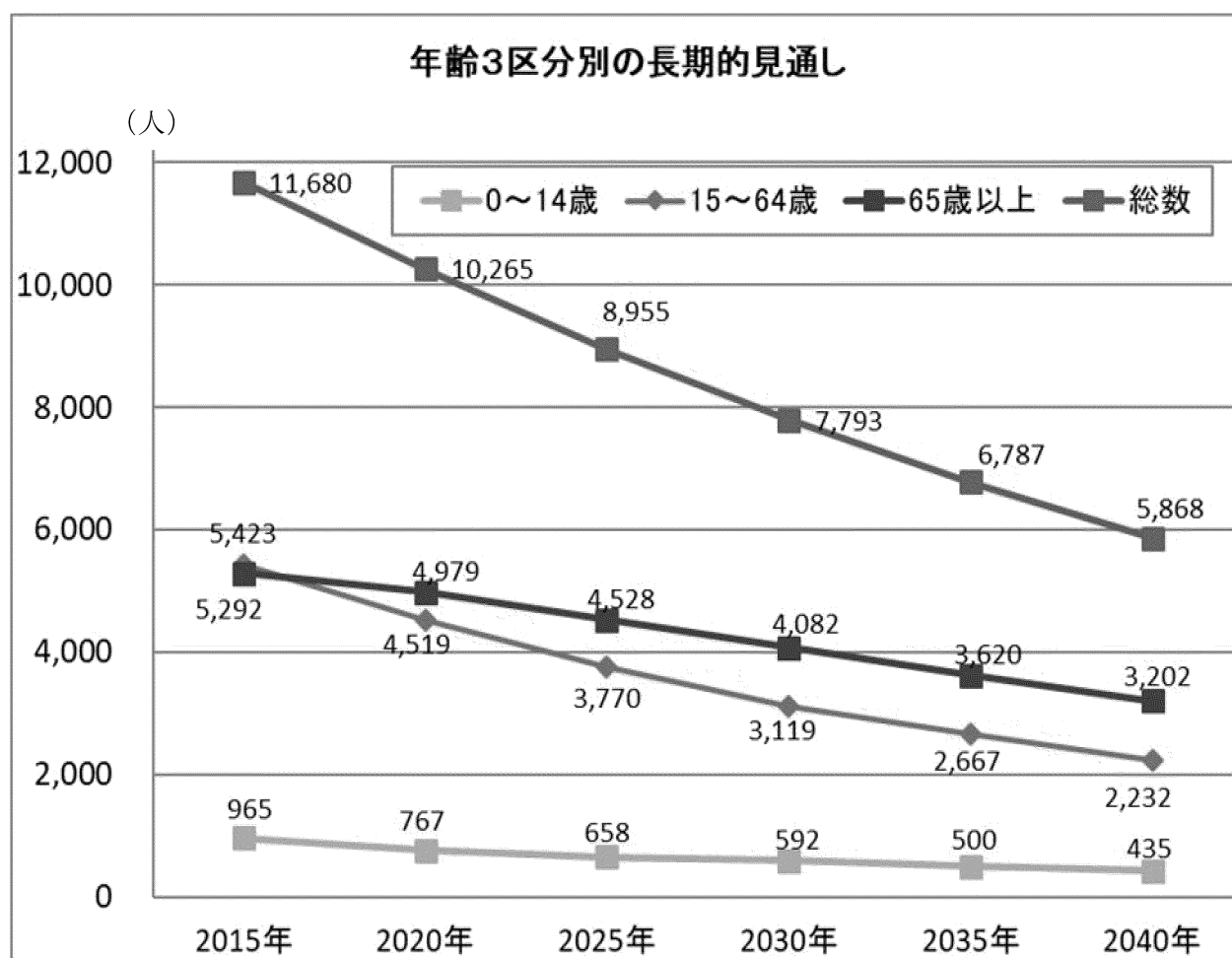
阿賀町地区別年齢別人口集計表

表 1－1（4） 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 15,627	人 11,236	% △ 28.1	人 9,207	% △ 18.1	人 6,666	% △ 27.6	人 5,122	% △ 23.2	人 4,499	% △ 12.2
第一次産業 就業人口比率	% 52.8	% 30.8	—	% 16.6	—	% 13.0	—	% 8.9	—	% 8.0	—
第二次産業 就業人口比率	22.8	35.5	—	43.4	—	33.5	—	32.0	—	31.9	—
第三次産業 就業人口比率	24.4	33.7	—	40.0	—	53.5	—	58.9	—	60.1	—

表 1－1（5）人口の見通し

阿賀町人口ビジョンの長期的見通しの条件に基づき、2040年までの人口を推計すると、2040年の総人口は5,868人を見込みます。年少人口は下げ止まりの状態が続く見込みで、令和2年に老年人口が生産年齢人口を上回り、以降緩やかに減少が続いていく見込みです。生産年齢人口の減少率は老年人口の減少率よりやや高くなる見込みです。



阿賀町人口ビジョンー令和2年改訂版ー

(3) 行財政の状況

地方分権一括法（平成12年）成立以後、国県事務事業が各自治体に権限移譲され始め、従前事業はもとより、地域住民の利便性向上のもと許認可業務が増加しました。併せて介護保険事業も平成12年度より開始されたことから、高齢化対策による老人福祉業務の比重が大きくなっています。また、感染症対策といった新たな需要にも対応し住民サービスの質を低下させることなく、ポストコロナの新しい社会の創生に向けた体制の確保が求められています。こうした事務事業の増加や複雑化に加えて、第3次阿賀町集中改革プラン（平成27年）に基づく定員管理の適正化による職員数の減少に対応すべく、各種行政事務においてRPA※やAI等を導入し効率化を速やかに進める必要があります。

※RPA：業務の代行・自動化

阿賀町の財政状況は、財政健全化法による実質公債費比率、将来負担比率ともに、早期健全化団体などの基準は下回っているものの、財政構造の弾力性を判断するための経常収支比率は増加傾向にあり、経常経費等の見直しが必要となっています。

地方債残高は減少傾向にあるものの、地方交付税の合併算定替特例措置終了による減少に加え、消防庁舎新設や広域衛生施設の建設負担分等の償還が今後の財政運営に大きく影響することから、将来の財政状況を明確に予測し、経営的な視点からの財政運営を進める必要があります。

今後の普通会計の見通しについては、人口減少により地方税及び地方交付税の減少が見込まれることから、その補てんとして基金繰入を計画しており、加えて地方債の増加も見込まれることから、歳入予算規模はほぼ横ばいとなる見込みです。

歳出は、公債費の圧縮は見込まれるものの、社会保障費関連の扶助費や社会資本整備に係る投資的経費の増加により、歳入と同様に120億円程度の予算規模のまま推移する見込みです。

表1-2 (1) 市町村財政の状況 (単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和3年度
歳入総額 A	14,607,452	14,539,909	12,644,106	13,885,677
一般財源	9,333,695	9,988,531	8,232,972	8,928,143
国庫支出金	1,159,988	1,240,040	480,643	1,311,794
都道府県支出金	874,013	688,133	548,504	630,935
地方債	1,950,600	1,396,300	1,499,800	1,141,200
うち過疎債	413,100	571,600	323,400	527,300
その他	1,289,156	1,226,905	1,882,187	1,873,605
歳出総額 B	14,071,167	14,067,044	12,008,753	12,974,579
義務的経費	6,027,941	6,018,568	4,782,436	5,157,962
投資的経費	2,351,829	2,043,897	1,601,077	1,495,973
うち普通建設事業	2,320,003	2,001,266	1,534,439	1,271,513
その他	5,691,397	6,004,579	5,625,240	6,320,644
過疎対策事業費	1,188,527	943,083	416,370	566,955
歳入歳出差引額C(A-B)	536,285	472,865	635,353	911,098
翌年度へ繰越すべき財源D	105,698	26,117	78,311	81,159
実質収支 C-D	430,587	446,748	557,042	829,939
財政力指数	0.203	0.185	0.198	0.199
公債費負担比率	27.0	28.4	20.6	17.3
実質公債費比率	18.7	14.4	11.7	12.8
起債制限比率	-	-	-	-
経常収支比率	87.6	81.5	90.1	91.3
将来負担比率	180.9	133.2	104.9	81.6
地方債現在高	24,347,914	19,187,212	15,437,384	13,683,999

表 1－2（2）主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末	令和3 年度末
市町村道改良率（％）	38.1	52.5	62.0	64.1	64.9	65.8
市町村道舗装率（％）	34.9	58.6	69.0	71.2	71.9	72.7
農道延長（k m） 耕地1ha当たり農道延長（m）	67.4	69.6	45.0	118 —	118 —	123 —
林道延長（k m） 林野1ha当たり林道延長（m）	9.4	10.8	12.7	313 —	339 —	333 —
水道普及率（％）	88.2	89.3	97.1	98.0	98.6	99.0
水洗化率（％）	—	—	55.8	81.3	86.4	87.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数（床）	—	—	—	—	—	—

（４）地域の持続的発展の基本方針

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、人々の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えています。

また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化しているなか、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっています。

阿賀町は、これまで地域の自立促進を図るべく過疎対策事業として、都市部と格差のない生活環境基盤の改善に向けた取り組みにより、住民福祉の向上や雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に取り組んできました。

しかし、人口の減少、少子高齢化の進展や激甚化する自然災害への対応等、本町を取り巻く環境は大きく変化しており、地域や農林業を担う人材の確保、情報化の推進、幹線道路の整備、交通手段の確保、観光資源を生かした地域振興が喫緊の課題となっています。

近年、地方自治体や民間企業、NPO等において、SDGs※の理念が広がりを見せていますが、SDGsで示されている持続可能性、多様性、包摂性、全ての関係者の参画、社会・経済・環境の統合性を重視する考え方は、過疎地域の価値・役割と親和性が極めて高く、今後の過疎対策の理念を考えるための理論的基礎として位置づけられ得るものです。 ※SDGs：持続可能な開発目標

また、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」や「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」等、農地、森林の長期にわたる整備を推進するための新たな法律が制定されていますが、これらの法律は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の農地や森林が有する公益的機能の維持増進を図ることを目的としており、農地や森林が多い過疎地域の価値・役割の重要性を示唆するものです。

新たな過疎地域持続的発展計画では、上述のような過疎対策の理念や過疎地域の価値・役割の背景となる新たな潮流を踏まえ、阿賀町がこれまで進めてきた過疎対策を基盤としながら本町の有する優れた諸条件と特性を最大限に活かし、地域の実情に即した固有の施策を展開するとともに

に、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の活用、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題に資する社会的な動きも的確に捉え持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、必要な実効性のある対策を推進します。

新潟県過疎地域持続的発展方針及び第2次阿賀町総合計画で位置づけられたまちづくりの基本理念「豊かな自然・かがやく文化・みんなで築く安心のまち」の実現を支えるための基本目標に基づき、以下の4項目を過疎地域持続的発展の基本方針として定め、各分野にわたる施策の展開によって過疎地域の持続的発展を目指します。

基本方針1

住民の安心・安全を守り、また、住民や来訪者の利便性向上と都市・地域間交流促進のために必要となる公共交通を始めとした交通網や地域における情報化等社会基盤の整備を図ります。

□総合計画における基本目標

【基本目標5】元気に暮らせる福祉・医療体制を充実する

【基本目標6】安心・安全な暮らしを確保する

基本方針2

美しい自然景観や名所旧跡、自然公園、観光施設等、地域の観光資源をネットワーク化した広域的な観光ルートの整備を進め、交流人口の拡大を図ります。

□総合計画における基本目標

【基本目標3】新しい人の流れをつくり、地域との交流を築く

【基本目標4】地域の特性を活かした稼ぐまちをつくる

基本方針3

農産物の生産拡大や様々な特産品を活用した産業の振興を図ることにより雇用の確保や所得向上につなげ、また、観光振興とも結びつけた農林業の活性化を図ります。

□総合計画における基本目標

【基本目標2】地域資源の活用と自然環境の保全を推進する

【基本目標4】地域の特性を活かした稼ぐまちをつくる

基本方針4

人口減少や少子高齢化の進行等により、空き家や遊休施設等の増加が懸念されるなかで、多様なニーズに対応した住環境等の整備を行うとともに、地域の魅力を活かした移住・定住を推進します。

□総合計画における基本目標

【基本目標 1】豊かな自然の中で育む結婚・出産・子育て環境を充実する

【基本目標 3】新しい人の流れをつくり、地域との交流を築く

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

阿賀町人口ビジョンにおいて下記のとおり設定した人口の推計値を、計画期間内に達成すべき基本目標として設定します。

【人口の長期的見通しの目標設定】

○出生率：平成 29 年の阿賀町における合計特殊出生率 1.40 を令和 8 年 3 月 31 日まで維持することを目標とします。

○純移動率：平成 27 年人口ビジョンで設定した仮定値を目標とします。

	令和 3 年度～7 年度		5 年あたりの社会増	
世帯数	5 世帯／年		5～9 歳	25 名／5 年
世帯の家族構成	5～9 歳	1 名	10～14 歳	25 名／5 年
	10～14 歳	1 名	35～39 歳	50 名／5 年
	35～39 歳	2 名	合 計	100 名／5 年

地域の持続的発展のための基本目標

人口 8,955 人（令和 7 年）

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

持続的発展計画に掲げる事業を着実に実行するため、PDCA サイクル（Plan 計画→Do 実施→Check 評価→Action 見直し）という経営のマネジメント・サイクルを確立することにより、計画（Plan）の有効性と、実施（Do）の効率性の向上を図ります。また、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて柔軟な計画内容の変更を行うこととします。

地域の持続的発展のための基本目標として定めた人口の測定については、国勢調査の人口を基礎としていることから、計画最終年度の翌年度（令和 8 年度）に、令和 7 年国勢調査の結果に基づき計画の達成状況の評価します。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

平成 29 年 3 月に策定した「阿賀町公共施設等総合管理計画」では、将来の人口減少とそれに伴う少子高齢化の進展、自主財源が減少していくことが予想される財政状況、公共施設の維持管理費の増加などの課題を解決するため、個々の公共施設等を「阿賀町の持つ貴重な経営資源」とあるという認識のもと、計画的かつ効率的に資産運用していくことが必要であると、次の 3 点

を基本方針として定め、計画を推進しています。

【基本方針１】保有量及び規模の適正化

将来にわたる財産保有に要するコストを縮減するため、今後も活用が見込めない公共施設は、売却又は解体等の処分を実施し、公共施設保有量の縮減を図ります。

インフラ施設は、建替え又は長寿命化等の改修の際には、中長期的な視点からも更新規模の適正性を検討し、必要最小限で最大限の効果を発揮できるよう整備を行います。

【基本方針２】長寿命化の推進

公共施設等における劣化状況等の的確な把握に努め、施設の維持管理費用や改修費用を含むライフサイクルコスト※を考慮し、中長期にわたる計画的な視点に立って、施設の長寿命化を推進します。

※ライフサイクルコスト：製品や構造物などの設計から処分までに要する費用

【基本方針３】効率的利用の推進

公共施設を複合的に使用することで、従来その施設が持っていた機能を他の施設に統合し、使用する施設面積に余剰部分を発生させないようにすることや、民間事業者のノウハウや資金を導入した施設の管理運営の積極的な導入、また、賃貸借により第三者に活用してもらうことで、財政負担を軽減するとともに、効率的に公共施設が利活用されることを推進します。

本計画においても、これらの基本方針と整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

阿賀町の人口は、年間350人程度の減少が続いており、出生数の減少と死亡者数の増加といった自然減が人口減少の主な要因となり、また、転入者の減少も著しく、人口減少の要因の一つとなっています。こうした現状を鑑み、空き家バンク制度の導入や移住者の住宅家賃の1/2補助、住宅取得補助等の住まいや仕事、子育て等、移住者を受け入れるための施策を進めてきました。

新型コロナウイルスによる地方回帰の流れを的確に捉え、阿賀町の魅力発信を強化しながら、移住体験、都市部との交流の機会を増やし、併せて移住後のサポート体制の充実が必要です。

また、就職、就学等により多くの若者が町外へ流出しているため、就職を希望する町内高校生の地元企業への就職を促す工夫が必要です。

イ 地域間交流

地域間交流については、これまで大学等との包括連携協定や地域と連携して取り組む活動の受け入れ、活動拠点となる施設の整備を行い、拠点施設での活動を継続的に実施しています。新潟大学とはダブルホーム※活動での交流を始めて10年が経ち、町内4つの地区が学生グループを受け入れ、その活動は地域のイベントや祭りへの参加のほか、学生の希望により、畑仕事や草刈り、薪割などを地域の方で行った活動実績があります。新潟青陵大学、青陵大学短期大学部は、サテライトキャンパスとして、町内の環境を活用した学外授業や、町内保育園での実習や看護学生の実習などで協力、連携してきた実績があります。今後は取組の内容の更なる充実を図るべく、産官学の効果的な連携や学生等が地域に密着した活動ができるような体制整備が求められています。また、本町でなければ体験できない自然、温泉、歴史、文化を活用した取り組みを拡大するなど交流人口・阿賀町ファンの増加を図り、関係人口の創出につながる仕組みづくりが必要です。

※ダブルホーム：新潟大学による、学生が様々な場面で困難に直面しても適切に対処する力を身に付けるための地域と連携して取り組む活動。

ウ 人材育成

人口減少及び少子高齢化の進展により、あらゆる分野において深刻な担い手不足となっていることから、首都圏等から意欲のある人材を地域おこし協力隊として招致し、観光、農林業振興や地域支援、起業・就業に向けた取り組みを行い、地域活性化及び移住・定住の促進を図っています。

任期を終えた地域おこし協力隊員の地域定着率は高くなっていますが、協力隊員をはじめとする地域に関わる多様な人材が活躍できる環境をつくるため、行政と地域の上に立つて様々な活動を支援する中間支援組織の確立に向けた体制の整備が必要です。

また、農林水産業や商工業等、年間を通じた安定的な雇用環境や一定の給与水準の確保が困難な事業者に対処するための支援制度の確立が課題となっています。

(2) その対策

ア 移住・定住

- 移住希望者に対する直接的な相談窓口となる移住コーディネーターにより、移住希望者と地域住民、就職先、住居等を繋ぎ、移住希望者がニーズに合った暮らしを得られるよう体制づくりを進める。また、お試し移住体験者招致事業として、移住生活を体験できる環境の整備に取り組む。
- 空き家の詳細調査を行い、登録可能な新たな空き家の掘り起こしを行い、正確な情報を空き家バンクに登録し広く発信することにより空き家の再利用を図る。
- 移住者の賃貸住宅の家賃補助や空き家の改修等に要する費用の助成を継続し、移住の増加につなげる。
- 移住者や新婚世帯、子育て世帯の新築住宅取得や町外通勤者への通勤費を助成し定住を促進する。
- 15年教育を柱とした学校教育により地域を支えることができる人材の育成を進める。
- 地元企業や高校、大学等と連携し、就職説明会などにより、若者と地元企業のマッチングを支援し、高校・大学等新卒者の地元定着を図る。

イ 地域間交流

- 遊休施設をテレワーク等の働く場やコミュニティ拠点、農産物の加工施設等、多様な空間として再活用し、関係人口の増加と雇用創出など地方創生の拠点づくりに取り組む。
- 訪日外国人観光客だけでなく、海外教育旅行の受入等による外国人交流人口の増加を図る。
- 恵まれた自然環境や歴史文化をはじめ、農業や林業体験、川遊び、雪国体験など田舎暮らしを中心とした、地域資源を最大限に生かした交流施策を推進する。
- 阿賀町ファンクラブの拡大を図り、阿賀町の魅力を広く発信し交流人口、関係人口の増加につなげる。

ウ 人材育成

- 地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRのできる人材やITリテラシーに長けた人材等、将来の地域のリーダー的存在になり得る人材を育成する。
- 地域おこし協力隊員の招致を継続するとともに、任期終了後は担い手として定住しやすい環境整備と起業支援を行う。
- 町やNPO、民間企業等の地域の多様な主体が連携した中間支援組織確立に向けた体制整備を支援する。
- 産官学が連携し、新たな産業の創出や地域と密着した活動による地域活性化を推進するため、活動拠点の整備や組織化、活動内容の情報発信など支援を充実するとともに地域のニーズに合わせ更なる連携を進める。
- 特定地域づくり事業協同組合制度を活用し、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するため、特定地域づくり事業を行う事業協同組合を支援することにより、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等を呼び込むなど、地域事業者の事業の維持・拡大を図る。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(2) 地域間交流	テレワーク・ワーケーション促進事業	阿賀町、NPO法人	
		探求の森交流館整備事業	阿賀町	
		学びの森交流館整備事業	阿賀町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住定住促進事業 内容 住まい、仕事、子育て等、移住者を受け入れるための施策の構築及び展開 必要性 人口減少及び少子高齢化が進展するなか、地方への移住・定住のニーズが高まっている社会変化を的確に捉え、将来的に移住に繋がるよう、地域との交流を築く必要がある。 効果 居住人口の増加やまちの賑わいの再生、新たな人材の確保が期待される。	阿賀町、移住コーディネーター	
	地域間交流	空き家実態調査事業 内容 空き家バンクへ登録可能な新たな空き家の掘り起こしや危険空き家を把握するための調査 必要性 移住・定住者の受け皿となる住宅の確保が必要である。 効果 移住定住の促進による地域の活性化及び空き家の適正な管理が期待される。	阿賀町	
		あがまちファンクラブ運営事業 内容 特産品通販専用サイトの開設、交流事業の企画運営 必要性 観光施設を活用したイベントや体験による交流人口・関係人口の交流を図り、阿賀町ファンの増加につながる仕組みづくりが必要である。 効果 阿賀町を応援してくれる「あがまちファンクラブ」会員による阿賀町に関する情報発信を拡充、強化することにより、交流人口、関係人口を創出する。	阿賀町	

	人材育成	人材育成事業 内容 過疎地域における地域人材の育成 必要性 人口の著しい減少及び少子高齢化の進展により、あらゆる分野において深刻な人材不足となっていることから、人材の育成及び確保が必要である。 効果 地域リーダーの育成を図ることで地域の活力を向上させ、過疎地域の持続的発展に資することが期待される。	阿賀町	
--	------	---	-----	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

遊休施設や地域の拠点施設等、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林水産業

(ア) 農 業

阿賀町の総農家数は、1, 009戸（2015農林業センサス）で、兼業農家の占める割合が非常に高く、山間地形の散在集落という立地条件から小規模点在型農用地による水稻主体の農業経営となっています。

農業経営者は、若年層の農家は少なく大半は高齢農家や定年帰農農家であり、農業生産活動は「中山間地域等直接支払制度」「農地維持支払制度」等を活用した集落営農活動により維持継続されているほか、認定農業者と任意生産組織、5つの農業生産法人と上川・三川地域の両農業振興公社が地域農業を支えています。高齡化と担い手の人材不足は深刻な状況です。

過疎高齢化と農林業の担い手不足は、耕作放棄地や里山の荒廃（未整備森林）を拡大し、隣接耕作地の日照不足や水利の不安定化、有害獣の種類及び棲息数の増加など、耕作放棄を助長する負の条件要素を増大させています。

地域の農業を支える「意欲のある農業者」や「農業法人」「農業公社」が、各々農地を集約して維持に努めていますが、農業生産基盤については、1970年代に実施された土地改良事業により整備された施設であり、老朽化等により農地全体の機能低下が見られ、高性能な最新機器を活かす土地改良の実現と災害に強い農業施設の整備が求められています。

農業生産基盤については、1970年代に実施された土地改良事業により整備された施設の老朽化等により、農地全体の機能低下が見られ、大型高性能な最新機器を活用することが難しい状態で、施設の維持修繕や災害対策費用も農業経営を圧迫しています。

阿賀町の米は、ふるさと納税の返礼品として高い評価を得ていますが、国内トップクラスの「おいしい米」「高品質米」の産地としての知名度は十分でないことから、産地イメージの向上と阿賀町ブランドの確立PRが急がれます。

園芸作物等は大半が自家消費されていますが、自然薯・ユキシタニンジン・エゴマ・ソバ・山菜・ベリー類・栗・クルミ等、特産品として期待される産品については、地元企業や地域おこし協力隊等の協働による生産、流通体制の確立を進めています。

農村地域の多面的機能を維持・発揮させるとともに、地域資源を活用した農業経営の基盤強化を進める必要があります。

(イ) 林 業

阿賀町の林野面積は89, 289ヘクタールで、町全体面積の約94%を占めています。戦後の積極的な造林により森林資源は豊富ですが、急峻な地形など施業困難地が多いことや、外国産材の動向に左右され不安定な木材価格から小規模な林業経営は難しく、所有者の森林に対する財産意識の希薄化や無関心が進み、森林の荒廃が拡大しています。

事業体への支援強化や特用林産物の産地化を進めると共に、「森林経営管理制度」や「森林環境譲与税」を有効活用して森林の多面的機能を維持し、施業インフラの維持整備や個人林家に対する施業支援、担い手の育成、地域の実情に合った森林知識や林業技術の継承、山

林所有者の森林資源管理意識の醸成など、個人林家の生業再生を支援する必要があります。

森林が保有する二酸化炭素吸収量をクレジットとして企業などに発行し、その販売収入を活用して森林整備を進めるカーボン・オフセット※制度の取組についても、制度の認知を広めクレジットの販売量を増やす PR 活動を強化する必要があります。

※カーボン・オフセット：温室効果ガスについて、削減しようと努力をしてもどうしても削減できない分の全部または一部を、植林・森林保護・クリーンエネルギー事業（排出権購入）などで、埋め合わせすること

（ウ）水 産 業

内水面漁業として、2つの漁業組合がサクラマスほか溪流魚等在来種の保護増殖と漁業活動を行っているほか、鯉や加工用メダカの事業活動がありますが、発電所や頭首工など利水施設や災害防止のための砂防堰堤整備などが進んだ結果、天然魚種の遡上阻害や棲息環境の悪化により、漁業資源は漸減しています。

（エ）畜 産 業

阿賀町の畜産経営者は2戸であり、現在、肉用牛の一貫経営等により高品質の肉を生産しており、各種品評会において最優秀賞を受賞するなど、高い評価を得ています。

牛肉の消費量は、BSE（牛海綿状脳症）発生前（平成14年度）の水準まで一時回復しましたが、令和2年及び3年はコロナ禍により消費が低迷しています。

牛舎など飼育設備の老朽化や飼料コストの高騰、外国産や国内他産地との競合により、畜産を取り巻く状況は厳しく、新しい知識や技術・生産設備の導入支援など生産者への支援が必要です。

イ 商 工 業

阿賀町の商業は、個人商店をはじめ小規模企業が大半を占めています。町民の買い物も近隣都市部の大型スーパーを利用する傾向が高く、このため地元商店街では購買者が著しく減少し、空き店舗も増加しています。地域経済の発展と景気回復に向け、町商工会と連携を図り、商店街によるイベントの開催や企業や団体への融資、新規創業者への支援に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症により、個々の経営基盤が脆弱な商店等への影響は大きく、経営の持続に厳しさが増えています。

工業は、三郷工業団地及び第2工業団地に、農村地域工業等導入促進法によって誘致した企業が操業しており、当町の工業における主要地域となっています。第2工業団地については、磐越自動車道の開通を契機に平成11年に拡張造成を行い、企業誘致を進めてきましたが企業の進出が無く誘致は依然難しい状況にあります。

中小企業の経営安定や設備投資を支援するための制度融資や信用保証料の補助を実施しているほか、固定資産税の優遇措置により規模拡大と雇用促進など、経営基盤の強化及び規模拡大への継続的な支援と新たな支援制度を確立する必要があります。

ウ 観 光 業

阿賀町は、温泉・旅館・ゴルフ場・スキー場・キャンプ場など優れた地域資源が各地域に存在し、阿賀野川とその支流・溪谷、森林や湿原の持つ魅力を求めて多くの観光客等が訪れ、特に整備された森林や公園、河川敷には町内外からレクリエーションやキャンプなど休養に

訪れる人も多く、観光施設の整備をはじめ温泉の経営など様々な施策を展開してきました。

豊富な観光資源を有しているものの、近年の傾向としては、ツアーなど団体で楽しむものから個人のニーズに応える観光へと観光需要が変化しており、新潟県の観光入込客統計の市町村別観光客入込数の推移をみると、平成27年は10万人を超える入込客がありましたが、令和元年は約84万人と、町を訪れる観光客は年々減少しており、新たな視点での観光施設の整備や観光需要に応えることが求められています。

伝統的な歴史や魅力ある自然を観光資源と捉えた考えを引き継ぎ、更なる魅力を引き出すとともに、新たな観光資源の開発、発掘に努め、特徴的、魅力的な観光戦略を展開する必要があります。

観光施設を活用したイベントや体験による交流人口・関係人口の拡大を図り、先端技術を活用した、観光情報のPRを効果的に実施する必要があります。

また、第3セクターによる観光施設の経営は厳しい状況が続いており、施設のあり方など事業展開の方向性を検討するとともに、訪日外国人観光客などの観光ニーズに合ったより民間的な施設運営が求められています。

(2) その対策

ア 基盤整備

(ア) 農業

- 特産品化にチャレンジする生産者の、生産基盤強化や新規参入支援を充実する。
- 新栽培技術の導入促進を図るとともに、GAP※認証を促進する。

※GAP：農産物（食品）の安全を確保し、より良い農業経営を実現する取り組みのこと

- 自然薯・ユキシタニンジン・エゴマ・ソバ等の産地化のための生産量拡大と、生産量安定化に必要な支援を充実する。
- 農作業の負担軽減を図るため、農業機械や施設の整備を支援するとともに、ICT※1、IoT※2化によるスマート農業や農作業共同化の仕組みづくりを支援する。

※1 ICT：情報伝達技術のこと

※2 IoT：従来インターネットに接続されていなかった様々なモノが、ネットワークを通じて相互に情報交換をする仕組み

- ほ場基盤整備を進め、農地の集約化、作業効率の向上を図る。
- 農林産物の新商品の開発支援による6次産業化を促進する。
- 一等米比率95%以上の確保による阿賀町産米のブランド化と大都市圏への販路開拓拡大PR活動を積極的に推進する。
- 地域おこし協力隊招致事業や農業次世代育成支援事業等の活用によるUIターン者の農業経営や就農の支援を強化し、担い手の育成と確保に努める。
- 耕作放棄地や遊休施設を活用して、農業が体験できる施設や体制の整備を行い、若年者や外国人、地元児童生徒等に中山間地での暮らしや農業体験や交流による担い手の確保に努める。
- 家庭菜園など小規模な農産物生産者と直売施設などをつなぐ仕組みづくりを進める。
- 老朽化した農業施設（頭首工・水路・ため池・その他）の改修や耐震改修など、防災減災対策や長寿命化対策を進める。
- 地域の実情に合致した鳥獣被害防止対策計画の作成や、防護柵や捕獲檻の整備などの被害防止対策に加え、有害鳥獣対策の担い手（狩猟者）の確保と育成支援を進める。

●阿賀町過疎地域持続的発展別事業基金（農業対策分）の創設

山菜、ソバ、自然薯、エゴマ、雪椿、コンニャク等有害鳥獣の被害に遭わない作物の栽培加工等を推進し、6次産業化する取り組みを進めるとともに、営農指導等から良質米の安定生産による、農家所得の向上や「農商工観の連携」による産業の活性化を推進する。

また、児童生徒に農林業体験を含めた学ぶ機会を提供し、農林水産業についての正しい知識やイメージの普及宣伝に努め、農林水産業や自然豊かな阿賀町で働き暮すことの魅力を次世代に伝える施策を推進する。

これらの実現を図るため、当該基金の活用においては、現行過疎法失効後の基金取り崩しも視野に、地域の持続的発展が図られる効果的な施策を実施する。

(イ) 林 業

- 林道や作業道の整備、森林施業の協業化・団地化により生産性の向上を図る。
- 個人林家の拡大活性のため、園児から高校生まで森林や林業に親しむ取り組みを展開し、担い手の育成と確保に努める。
- 川上（素材生産）、川中（木材加工）、川下（利用）の生産から消費ラインの構築を支援する。
- 森林情報や森林所有者情報の収集整理など、森林資源管理のデジタル化を進める。
- 建築用材、特用林産、バイオマスエネルギー等、木材消費や木材の有効活用を図るための基盤整備や機械化を推進し、森林所有者の所得向上と林業の振興に努める。
- ICT・IoT 等、最新の技術導入や機械設備の高度化により、作業の省力化と安全強化を支援する。

(ウ) 水 産 業

- 河川環境の保全整備を促進し、適合する稚魚放流等、漁業振興の支援及び適切な管理による資源の増加を図るとともに、内水面漁業の活性化を支援する。

(エ) 畜 産 業

- 計画的な優良繁殖基礎雌牛の導入や飼育環境の改善による、安全・安心な高品質の肉の生産を支援する。
- 畜舎・農機具・採草地（自給飼料）等の必要な設備の計画的な更新を行い、安定した経営の継続を支援する。
- ICT、IoT 等、最新の技術導入や機械設備の高度化により、作業の省力化と高品質安定化を推進する。
- 食品や飲料等の加工製造業など異業種と連携し、当該事業により発生した原料残渣を、高品質な肥育飼料として活用し、肥育コストの削減や良質肉の恒久化による畜産経営の安定と地域内の資源循環による SDGs に資する取り組みを促進する。
- 新規就農者や異業種参入を積極的に誘導し飼養牛数を増加させるとともに、耕作放棄地拡大防止対策に有効な飼料用水稲（ホールクロップサイレージ）の栽培拡大を促進する。

イ 商 工 業

- 外出が困難な高齢者世帯への配達や定期市場出店の充実など、特色あるサービスの実施やイベントの開催により「魅力ある商店街づくり」の取り組みを支援する。
- 産業育成資金等融資の充実、緊急保証制度にかかる保証料の一部助成等により経営基盤の強化を図る。
- 国道49号揚川改良の開通に伴う立地条件の優位性を活かし、第2工業団地への企業誘致に取り組むとともに、工業団地の有効活用策について検討を行う。
- 商工会や金融機関等と連携し、個人の起業を促進するとともに、固定資産税の優遇措置を継続し、雇用創出のための既存企業の規模拡大や新規誘致を推進する。
- 事業や技術の継承や廃業商いを復活に資する小規模企業の振興施策を総合的かつ計画的に推進する。
- 特産品や地場産農産物等の販売サイトを充実させ、販路や顧客の確保に向けた取り組みを進める。

ウ 観 光 業

- 魅力ある観光資源を活用した観光と都市交流や農林商業、学校と連動した、新たな観光戦略を積極的に進める。
- 多言語標記の看板やパンフレット作成、観光案内所、フリーWi-Fi整備など情報発信機能を強化し、来訪者の利便性の向上を図る。
- 「あがまちファンクラブ」の拡大を図り、会員による阿賀町の魅力を国内外に広く発信し、交流人口、関係人口の増加に努める。また、学生や企業、観光関係団体等と連携しながら効果的な情報発信に努める。
- 老朽化による観光施設の改修整備に加え、バンガローやキャンプ場など近年の観光ニーズに合った施設整備を進める。
- 道の駅阿賀の里をリニューアルし、遊覧船イザベラバードの運行を主として、地場商品の商品販売と食の提供を充実させた、町外や海外からの観光客や町民が訪れる活気ある観光拠点として整備を進める。
- 町観光協会や地域おこし協力隊等と連携した、イベントやツアーの企画運営にあたる組織の育成と発展を支援する。
- 阿賀町の農畜産物を活用した食の提供や付加価値の高い加工品の開発など、農林商業事業者や大学等と連携し新たな観光商品の開発とブランド化に取り組む。
- 遊休施設を活用した新たな観光の姿として温泉、交流を合わせたワーキングスペースを運営し、交流人口の拡大や新たな観光戦略を進める。
- キャンプやカヌーなど自然環境を活かした、特徴的なアウトドア観光を展開するため、森林公園施設等の整備とともに、民泊や農泊との連携による滞在型観光の充実を図る。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農 業	防災・減災対策農業水利施設点検・調査計画事業 (ため池廃止、遠方監視装置設置)	阿賀町	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 (頭首工、揚水機場整備)	阿賀町	
		県単農業農村整備事業(ため池、用排水路、頭首工、 揚水機場、農道改良等改修整備)	阿賀町	
		農地耕作条件改善事業(区画整理、ため池、用排水 路、頭首工、揚水機場、農道改良等改修整備)	阿賀町	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業(ため池、用排 水路、頭首工、揚水機場、農道改良等改修整備)	阿賀町	
		県営ほ場整備事業	新潟県	
		県営ため池等整備事業(土地改良施設耐震対策)	新潟県	
		県営ため池等整備事業(地震・豪雨対策型)	新潟県	
		県営ため池等整備事業(河川工作物応急対応)	新潟県	
		県営中山間地域農業農村総合整備事業(区画整理、 用排水路、農地防災、客土、農道改良等改修整備)	阿賀町	
		多面的機能支払交付金	阿賀町	
	畜産業	畜産振興事業(畜産用施設及び機械の改修・更新)	阿賀町	
	(3) 経営近代化 施設 農 業	農業用機械整備事業 (農業用ドローン、トラクター等農業機械整備)	阿賀町	
	(4) 地場産業の 振興 技能習得施設 生産施設	地域農業担い手招致事業 (担い手学校整備)	阿賀町	
		農林水産業総合振興事業 (そば、えごま製粉調製施設整備)	阿賀町	
	(6) 起業の促進	地域農業担い手招致事業(住環境整備)	阿賀町	
	(9) 観光又はレク リエーション	テレワーク・ワーケーション促進事業(再掲)	阿賀町	
		観光拠点施設改修事業(狐の嫁入り屋敷)	阿賀町	

		温泉施設等観光施設改修事業	阿賀町	
		道の駅阿賀の里リニューアル事業	阿賀町	
		三川温泉スキー場改修事業	阿賀町	
		向ノ島公園改修事業	阿賀町	
		中ノ沢溪谷森林公園整備事業	阿賀町	
		たきがしら湿原整備事業	阿賀町	
		九島栗園整備事業	阿賀町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農業再生協議会等活動支援事業 内 容 農業者所得向上のため、産地づくりを推進する農業者に交付金を交付する。 必要性 経営所得安定対策交付金事業と連動し、転作拡大することで、水稲との複合経営による所得の安定を目指す必要がある。 効果 産地化を推し進めることにより、水稲以外の特産品化を推進し、町の活性化に寄与することが期待される。 産地づくり交付金は、町内事業者との契約や販売に対して、基本的に交付する仕組みとしていることから、地産地消の促進に期待が持てる。	阿賀町	
		農業次世代人材投資資金(経営開始型) 交付事業 内 容 経営を開始した認定新規就農者に対し資金を交付する。 必要性 青年等の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、地域農業に必要な人材を育成する必要がある。 効果 経営基盤の安定化が図られ、継続的な営農による農地保全、集落機能の維持につながることを期待される。	阿賀町	
	観 光	観光拠点における案内AIバーチャルアテンダント実装事業 内容 観光拠点に案内AIシステムを実装し、地域に点在している観光資源や交通情報等を一元的に発信することにより誘客を促進する。 必要性 魅力の伝わる観光情報の発信が不足し、観光入込客数が減少しているため、交流・関係人口を図る観光拠点としての機能向上を図る必要がある。	阿賀町	

		効果 観光施設及び周辺地域への誘導及び滞在型の誘客を促進し、関係・交流人口の拡大を図るとともに、デジタルへの接触機会を増やし、その利便性などの価値を創出することにより、地域におけるデジタルの普及を加速させる。		
	その他	有害鳥獣対策事業 内容 追い払いや捕獲等により有害鳥獣による農作物への被害の防止を図る。 必要性 耕作者の高齢化や地域人口の減少により被害防除や追い払う地域力が低下していることから被害防止対策支援が必要である。 効果 個体数調整や群れの分散を防ぎ、農作物の被害防止、軽減を図ることが期待される。		
	基金積立	阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金積立（農業対策分） 特産品等農業振興事業 内 容 良質米の安定生産と特産品化の推進 必要性・効果 良質米の産地であるが高齢化、サルの被害等から耕作放棄地が増え、後継者が不足している。土づくり、営農指導等から良質米の安定生産、ワラビ、ソバ、野沢菜、自然薯、エゴマ、雪椿、コンニャク等猿害に左右されない作物の栽培、加工等を促進し、6次産業化の取り組みも進めることにより、農家所得の向上、農業と商工業、観光業の連携による活性化、担い手の確保等を図る。	阿賀町	

（４）産業振興促進事項

Ⅰ．産業振興施策促進区域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき指定されている過疎地域である阿賀町の全域を産業振興施策促進区域とします。

Ⅱ．産業振興施策促進期間

産業振興施策促進事項に掲げられた取組については、令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで行うこととします。

Ⅲ．振興すべき業種

製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等とします。

(i) 産業促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
阿賀町全域	製造業、農林水産物等販売業、 旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)のとおり

加えて、「新潟広域連携都市圏」における連携市町村をはじめとする周辺市町村と連携し、経済の活性化や自然環境の魅力を高め、人々が誇りをもって住み続けたいと思えるような地域の創造を目指し、生活関連機能サービスの向上等を図っていくこととします。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

農業基盤整備や森林整備、観光施設整備等、「産業の振興」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 情報化

阿賀町の全域は、光ケーブルによる情報ネットワークの整備により、町と各家庭を結ぶ双方向の情報伝達システム（告知端末）や超高速インターネット環境、テレビの地上デジタル放送受信の基盤の確立により、都市部と格差のない情報基盤を形成しました。

情報伝達システムは、安定した情報伝達ツール機能を発揮できるよう適時保守更新を実施しています。情報伝達システムは更新時期にあり、更新時には世代通信（高速・大容量通信、多接続）の実現を注視し、アプリケーションの選定、個人所有端末の使用許諾、利便性について十分検討し慎重なツール選定を行う必要があります。

情報通信技術をはじめとする未来技術は、距離と時間の制約を克服することから、地域の課題を解決・改善するための重要なツールであり、その未来技術を活用した社会（Society5.0※）をイメージしながら、当町が抱える具体的な課題解決に取り組む必要があります。

技術革新によるICT・IoTを産業の振興対策や地域情報の発信など住民生活の利便性の向上を図るため、ICT・IoTを活用した施策の展開と地域による取組を支援する必要があります。

行政組織、人員面では、行政内部情報システムのクラウド化や庁内ネットワークの整備等による業務の効率化を進めてきました。職員数の減少及び事務の複雑化、少子高齢化社会に対応した事務処理量が増していることから、各種行政事務において、AIやRPAなどの先端技術を活用した効率的な事務処理を進め、一層スリムな組織づくりが求められています。

※Society5.0: 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと

(2) その対策

ア 情報化

- Facebook や Twitter、Instagram などの SNS を活用し、イベント等の様子をリアルタイムに投稿する等、町の情報発信のツールとして効果的な運用を行う。
- 新聞、各種メディアへの情報提供を適時に行うとともに、広報あがによる記録・広報活動を継続強化する。
- 観光施設や避難施設をはじめ、公共施設等の公衆無線LANの整備を進める。
- 光ケーブル網を含む情報伝達システムの適正な保守管理により、安定した運用を継続する。また、スマートフォンを活用した配受信など最新技術の導入を検討する。
- 近隣自治体と連携した情報通信技術の活用を検討する。
- 行政事務の効率化を図るため、クラウド化や共同利用を検討するとともに、AIやRPA等の実用化に向けた検討・導入を行う。
- RESAS※の人口動態や人の流れなどの情報を集約・可視化し、共有化を図る。
※RESAS：産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し可視化する地域経済分析システム
- 日々変化するシステムのウイルス対策、特定個人情報等を適切に管理する。
- 今後、普及が拡大するマイナンバーカードの利活用促進や利便性の向上させる対策を検討する。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設 等情報化のための 施設	情報ネットワーク整備事業 (無停電装置更新)	阿賀町	
	告知放送施設			
	テレビジョン放送等 難視聴解消のため の施設	情報ネットワーク整備事業 (告知端末整備)	阿賀町	
	その他の情報化の ための施設	公衆無線 LAN 整備事業	阿賀町	
	(2) 過疎地域持 続的発展特別事 業	行政事務効率化システム構築事業 内容 RPA, AI 等の実用化に向けた検討・導入 必要性 職員数の減少及び事務の複雑化に伴う 職員の事務処理量の増加に対応するた め必要である。 効果 行政事務の効率化により、地域住民の利 便性向上が期待される。	阿賀町	
	デジタル技術活 用	ICT 等技術活用事業 内容 過疎地域の課題解決に資する ICT・IoT 等未来技術の導入 必要性 地域住民の利便性向上を図るため、 ICT・IoT 等未来技術の導入が必要であ る。 効果 ICT・IoT 等技術を活用し、過疎地域にお ける地域住民の利便性向上を図ること により、集落機能の維持や地域の活性化が 期待される。	阿賀町	
		ドローンを活用した物流から始まる「スカイ ウェイサポート」事業 内容 町内に散在する集落における在宅高齢 者への処方医薬品の配送や買い物支援 などの物流構想の実現に加え、災害発生 時の迅速な対応や更には鳥獣被害対策 やスマート農業の推進など中山間地域に おける様々な用途でドローンを活用する。 必要性 高齢者が安心して暮らせる仕組みづくりと なる物流システムの構築や災害時におけ	阿賀町	

		る対応、有害鳥獣による農作物被害対策など、最新技術のドローンを生活スタイルに活用し、町民の利便性を向上させ高齢者も若者も安心して生活のできる持続可能な地域の実現を目指す必要がある。 効果 中山間地における地理的条件不利の克服や過疎・高齢化による生活不便を解消し、高齢者も若者も安心して生活が送れる持続可能な地域社会の実現が期待される。		
--	--	--	--	--

（４）公共施設等総合管理計画との整合

情報通信技術などの未来技術の導入等、「地域における情報化」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路（農道・林道含む）、橋梁

社会基盤である道路は、町民の生活や経済、社会活動の効率性を高める機能だけでなく、災害時における避難や復興に欠かすことのできない重要な施設です。

阿賀町の道路交通網は、磐越自動車道、国道49号、国道459号、主要地方道新発田津川線、県道室谷津川線を幹線道路として、それに通じる県道・町道・農道及び林道から成り立っています。

町道の整備状況は、これまで過疎計画に基づき、積極的に改良等の整備を進めており、令和元年度末の町道の改良率は64.9%、舗装率は71.9%となっているものの、未だ幅員が狭小な箇所や、急勾配・急カーブといった危険箇所も多く残されています。また、基盤産業である農林業や、観光・交流事業、商工業等をサポートするうえで、磐越自動車道の全線4車線化や国・県道の整備促進が求められています。

森林面積が94%を占める当町では、林道・作業道は生産基盤として利用され、災害発生時には代替え道路としての機能を有することから、林道、作業道の整備を進める必要があります。

また、老朽化した町道・林道・農道の橋梁を含む全ての施設の点検調査を行い、計画的な道路整備と維持管理による長寿命化を推進する必要があります。

イ 生活交通機関

スクールバス・福祉バス・患者輸送車・保育園バス等の公共交通は、安全運行を第一に一元管理し、財源の確保と効率的な運行を行っているものの、民間の運行する路線バスの利用客は減少し、不採算路線の廃止による規模縮小が懸念されることから、全体的な公共交通体系の再構築を進めています。

少子化によるバス需要の減少や高齢者の移動手段など、利用者ニーズに合った効率的な運行、財政への負担軽減など運行内容やデマンドを含めた運行方法の検討を進めるとともに、実証実験を重ね最適な移動手段の確保が必要です。

JR磐越西線の利用客は減少傾向にありますが、新津・五泉方面への通学者は多く、五泉方面から阿賀黎明高等学校へ通学する生徒もあり、また、風光明媚な阿賀野川沿線を走るSLは鉄道を利用した貴重な観光資源であることから、更なる磐越西線の利用しやすい環境整備が求められています。

ウ 道路整備機械等

特別豪雪地帯に位置する当町にとって、冬期間の交通確保は重要な課題です。計画的な道路除雪の実施により、冬期における住民生活の利便性と安全性を確保しています。雪は通勤・通学・通院等の日常生活、町の経済、また集落維持にも大きな影響を与える要素であり、引き続き除雪体制を維持するため、除雪機械の更新や増強、また、高齢者世帯をはじめとする家屋等の雪下ろしや除排雪にも配慮した総合的な雪対策を進める必要があります。

(2) その対策

ア 道路（農道・林道含む）、橋梁

- 生活道路の安全性を確保するため、計画的な維持補修工事を実施するとともに長寿命化対策を進める。
- 橋りょう長寿命化計画に基づき、橋りょうの架け替え、維持修繕に努める。
- 冬期間の安全な交通を確保するため、消雪パイプ、流雪溝の整備及び除雪機械の計画的な更新や増強を図り、生活道路の無雪化を維持する。
- 磐越自動車道の4車線化及び国・県道の整備促進は、近隣自治体や各種同盟団体と連携し、早期実現に向けた要望活動を進める。
- 災害発生時のう回路となる林道の維持管理に努めるとともに、異常の有無を早期に発見するため、パトロールの実施に努める。
- 町道、林道、農道の狭隘箇所改良や未改良区間等の新設改良工事を計画的に進める。

イ 生活交通機関

- 関係機関と協議し、現行バス路線の見直しを図るとともに、路線バスに代わる新たな運行体制の構築を進める。
- 阿賀町の中心となる地域のまちなかを周回する循環バスの実証実験を行い、利便性の高い運行体制を構築する。
- ワゴン車の運行やデマンド運行の導入など、地域条件や利用者数を的確に捉え、町民のニーズに合った運行の検討を進める。
- バスの計画的な整備と安全な運行を確保するための修繕及び更新に努める。
- 阿賀町と新潟市を往復している高速バス「阿賀町バス」を1日2便（1往復）運行しているが、医療機関への通院など町民にとって必要不可欠な交通手段であることから、運行維持を図るとともに、運行事業者と協議しながら住民が利用しやすい運行体制の確立を目指す。
- 鉄道交通の利用促進を図るため、運行本数の増加及び駅舎のバリアフリー化など利便性の向上に向けた要望活動を行う。

●阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金（交通対策分）の創設

路線バス・保育園バス・福祉バス・高速バス等の運行により、地域住民が安心して利用することができる交通体系を確立することにより、通勤・通学・通院・買い物などの生活を支える交通手段を確保する。

これらの実現を図るため、当該基金の活用においては、現行過疎法失効後の基金取り崩しも視野に、地域の持続的発展が図られる効果的な施策を実施する。

ウ 道路整備機械等

- 冬期間の道路除雪については、除雪機械の定期的な更新により機動力を充実させ、安心・安全な交通の確保を図る。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	町道九島5号線改良事業	阿賀町	
		町道広瀬岩谷線改良事業	阿賀町	
		町道蟬ヶ平線改良事業	阿賀町	
		町道石戸中ノ沢線改良事業	阿賀町	
		町道九島武須沢線改良事業	阿賀町	
		町道田沢線改良事業	阿賀町	
		町道日光線改良事業	阿賀町	
		町道平堀下広沢線改良事業	阿賀町	
		町道マコノ浦3号線改良事業	阿賀町	
		町道上の山線改良事業	阿賀町	
		町道井ノ上2号線改良事業	阿賀町	
		町道上村家ノ下線改良事業	阿賀町	
		町道川口中ノ沢線改良事業	阿賀町	
		町道竜ヶ峰線改良事業	阿賀町	
		町道三川中学校1号線改良事業	阿賀町	

町道諏訪前線改良事業	阿賀町	
町道小手茂線改良事業	阿賀町	
町道黒谷線改良事業	阿賀町	
町道森ノ下角神線改良事業	阿賀町	
町道鹿瀬堤防線改良事業	阿賀町	
町道孕岩線改良事業	阿賀町	
町道松ヶ崎線改良事業	阿賀町	
町道下町平堀線改良事業	阿賀町	
町道谷地線改良事業	阿賀町	
町道漆沢小手茂線改良事業	阿賀町	
町道姥坂下線改良事業	阿賀町	
町道だんの山線改良事業	阿賀町	
町道五十島本線改良事業	阿賀町	
町道雲和田線改良事業	阿賀町	
町道清川線改良事業	阿賀町	
町道後地奥田線改良事業	阿賀町	
町道前田割石1号線改良事業	阿賀町	
町道実川島村中線改良事業	阿賀町	
町道田沢上村屋敷添1・2号線改良事業	阿賀町	

橋りょう	町道水窪中通線改良事業	阿賀町	
	町道長坂線改良事業	阿賀町	
	町道新谷古岐線改良事業	阿賀町	
(3) 林道	林道谷地滝首線改良舗装事業	阿賀町	
	林道御神楽線改良舗装事業	阿賀町	
	林道八木山田沢小出線整備事業	阿賀町	
(6) 自動車等	生活交通確保対策事業 (公共交通車両整備)	阿賀町	
(8) 道路整備機械等	消雪施設整備事業	阿賀町	
	除雪機械整備事業	阿賀町	
	小型除雪機械整備事業	阿賀町	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業 交通施設維持	橋りょう点検事業 内容 架設されている町内の橋りょう点検 必要性 町内の橋りょうのほとんどが建設後数十年経過しており、今後老朽化する橋りょうが急速に増加することが予想され、劣化損傷が多発することが危惧されていることから点検が必要である。 効果 従来の事後保全的な維持管理に換えて、構造物の劣化が小さな時点で補修を行う予防保全的な維持管理を行うことで、施設を延命化し、ライフサイクルコストの縮減を図る。	阿賀町	

	基金積立	阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金積立 (交通対策分) 生活交通確保対策事業 内容 交通手段の確保・運行助成 必要性・効果 路線バス・保育園バス・福祉バス・高速バス等の 継続的な運行により、地域住民が安心して利用 することができる交通体系を確立することにより、 通勤・通学・通院・買い物などの生活を支える交 通手段を確保する。	阿賀町	
--	------	--	-----	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

町道・農道・林道の整備等、「交通施設の整備、交通手段の確保」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道

上水道は、令和元年度末に簡易水道事業を廃止し水道事業へ統合したことにより、経営が一元化されたことから、町全体の水道事業の経営状況の可視化が期待されます。

阿賀町の水道普及率は、これまでの過疎対策事業等の活用による積極的な整備により、令和元年度末には98.6%となっています。

近年は人口減少や節水技術の進歩により水需要が減少しているなか、施設の老朽化による管路や機器等の大規模な更新が見込まれることから、水道料金の改正を含めアセットマネジメント※計画による計画的な施設設備の更新や修繕を行い持続可能な事業運営に努める必要があります。

※アセットマネジメント：資産管理のこと

イ 污水处理施設

污水处理は、集合処理計画区域の公共下水道・各集落排水処理施設の整備が完了し、集合処理計画区域外においても合併処理浄化槽の整備を進めてきました。清潔で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全の維持向上を図るため、合併処理浄化槽の整備促進と公共下水道、集落排水処理施設への接続を促進する必要があります。

各下水道処理施設においては、污水处理に伴う腐食性ガスや硫化水素等の発生による腐食など施設の劣化が見られることから、下水道ストックマネジメント※計画に基づく改修工事を進め、快適な生活環境の保全維持を図る必要があります。

また、災害発生時にも安定して利用できる下水道の整備や耐震化等の計画的な施設の整備を進める必要があります。

※ストックマネジメント：施設全体の中長期的な維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理すること

ウ 廃棄物処理

阿賀町の家庭から排出されるごみの量は、資源ごみの分別収集等により平成28年度の3,393tから令和元年度には3,076tと4年間で317tの減量化が図られています。

ごみを運んだり、燃やしたりすることは二酸化炭素などの温室効果ガスの排出につながり、地球温暖化のひとつの原因と考えられるため、ごみ全体の排出量の減量化を促進する必要があります。

阿賀町のごみ焼却施設及び最終処分場においては、施設や機械設備の老朽化が著しく、処理能力の低下や維持管理コストの増加が見られることから、阿賀町と阿賀野市、五泉市で構成する五泉地域衛生施設組合によるごみ焼却施設を整備し、広域的なごみ処理を進める必要があります。

不法投棄対策については、不法投棄巡視員による巡回パトロールを実施しています、依然として林道等への不法投棄が発生していることから、県や警察と連携した防止対策を強化する必要があります。

エ 消防・救急体制の整備

阿賀町の消防体制は、阿賀町消防署及び4方面隊からなる阿賀町消防団で組織されています。

消防団においては、若年層の組織離れや団員の高齢化等により慢性的な団員不足が生じ、平日昼間の火災や災害発生時に対応できなくなることが懸念されていることから、消防団員の確保対策が喫緊の課題となっています。

救急業務については、高齢化等に伴う救急需要の増加への対応や、救急隊員の行う応急処置の範囲が拡大していることから、救急車等の整備、救急救命士の育成など救急業務の高度化が求められています。

また、地震や風水害、林野火災等の災害及び避難救助に対処するため、更なる消防力・救急救助体制の強化が求められていることから、高齢者等災害時要援護者の支援の強化や消防施設・設備の充実と計画的な更新など、町民が安心して暮らすことができる、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

オ 国土強靱化地域計画及び地域防災計画

阿賀町国土強靱化地域計画は、国による国土強靱化の推進を踏まえ、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画であり、これまでの自然災害から得た教訓や基本法の趣旨を踏まえ、当町において「強さ」と「しなやかさ」をもった安全・安心なまちづくりを推進するため、令和3年3月に策定しました。

阿賀町地域防災計画は、大規模な地震等による災害の経験をもとに、当町の自然条件、社会条件等を踏まえた防災に関する計画となっています。この両計画は相互に連携しながら、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。

カ 地域・行政の防災力強化

阿賀町は、広大な面積の中山間地に多くの集落が散在し、河川沿いに隣接する集落も多く存在します。また、避難場所までの避難経路となる道路においても未改良路線の町道をはじめ、農道や林道については狭隘な路線も多く存在するなど、中山間地域における実情と、高齢化社会への対応、昨今の災害発生を踏まえた災害対策基本法等、災害対策関係法令と両計画に基づき、総合的な防災力の向上を図る必要があります。

(2) その対策

ア 上水道

- 中長期的な財政収支に基づき、施設の改修や更新等を計画的に実施することにより効率的で災害に強い施設の構築を図り、安全で安定的な生活用水の供給を行う。
- 安全な水道水を供給するため、施設点検による状況把握に努め、異常時の早期対応に努める。
- アセットマネジメント計画に基づく施設更新工事を実施する。
- 耐震診断を実施し、必要な耐震対策の検討を進める。
- 維持管理業務を効率的に行うため遠方監視装置の整備を進める。

イ 汚水処理施設

- 汚水処理人口の普及率向上を図るため、下水道への接続促進に努める。
- 施設等の適正な維持管理に努めるとともに、長寿命化や耐震化の改修や更新を計画的に進める。
- 施設の統合も視野に入れた計画を策定し効率的な運営に努める。
- 集合処理計画区域外の汚水処理を促進するため、合併処理浄化槽の整備や設置費用の支援を行う。

ウ 廃棄物処理

- 環境に配慮した持続可能な循環型社会への仕組みを一層推進するため、町民の理解と協力で、廃プラスチック類のごみの細分別化収集を検討し、廃棄物の排出低減、資源回収、再利用等環境負荷への低減を図りつつ、クリーンセンター等施設の安定稼働、長寿命化を図る。
- 6種類15分別のごみ収集を継続しつつ、広域ごみ処理施設の稼働に伴うごみの減量化とリサイクルを推進する。
- ごみの排出量を抑制するため、ごみを出さない生活様式への転換、生ごみの堆肥化を促進する周知に努める。
- リサイクル（再利用）できない廃棄物については、有害物質の発生など環境への影響に留意し、適正な処理を行う。
- 不法投棄巡視員の定期的な巡回活動の強化や不法投棄禁止の看板の設置などにより、不法投棄の未然防止に努める。
- 阿賀町、阿賀野市、五泉市との広域的な処理施設は、五泉地域衛生施設組合のもとで整備を行い令和7年度の稼働を進める。

エ 消防・救急体制の整備

- 消防本部における消防自動車の計画的な更新を実施し、消防力の強化に努める。
- 消防体制の充実のため、的確・迅速に対応できる消防団員の確保に努める。
- 救急活動では、出動件数の増加や搬送距離が長距離化していることから、高規格救急車を計画的に整備するとともに、救急救命士の増員を図る。
- 消防団のポンプ自動車や積載自動車の計画的な更新と適正配置に努める。
- 防火水槽や消火栓の整備及び更新を計画的に進める。
- 救命ボートや排水ポンプ等救助用資機材の無償貸付制度の活用や整備を検討する。
- 消防団や小中学校の保護者等に心肺蘇生法の講習会を開催し、応急手当活動の早期着手の向上に努める。

オ 国土強靱化地域計画及び地域防災計画

- 過去における大規模な地震等による災害の経験をもとに、当町の自然条件、社会条件等を踏まえ、災害に強いまちづくりを総合的に進めるため、国土強靱化地域計画や地域防災計画をはじめ、防災関連マニュアルや洪水ハザードマップ等の見直しを行う。

カ 地域・行政の防災力強化

- 町民の防災意識を高め、災害発生時の避難など適切な対応ができるよう、自主防災組織の組

織化、活動強化を支援するとともに、町民への災害に対する対策等の周知に努める。

- 近年増加する局地的な集中豪雨や台風による水害の被害を軽減するため、急傾斜地崩壊対策事業や河川氾濫による浸水被害を防止するため、河川改修等の防災減災対策事業の進捗を国や県に働きかける。
- 災害発生時の避難情報や警戒時における雨量や河川の水位などの防災情報発信の強化を進める。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	上水道施設整備事業	阿賀町	
		中央南部水道施設整備事業	阿賀町	
		吉津水道施設整備事業	阿賀町	
		綱木水道施設整備事業	阿賀町	
		菱潟水道施設整備事業	阿賀町	
		室谷水道施設整備事業	阿賀町	
		倉ノ平水道施設整備事業	阿賀町	
		行地水道施設整備事業	阿賀町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道施設長寿命化対策事業	阿賀町	
		特定環境保全公共下水道施設長寿命化対策事業	阿賀町	
	農村集落排水施設	農業集落排水施設長寿命化対策事業	阿賀町	
	その他	合併処理浄化槽整備事業	阿賀町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	一般廃棄物中間処理場整備事業	五泉地域衛生施設組合	
		汚泥再生センター基幹改良事業	阿賀町	
	し尿処理施設			
	(5) 消防施設	非常備消防施設整備事業(消防団機械器具置場整備、消火栓更新)	阿賀町	

		高規格救急車整備事業	阿賀町	
		消防車両整備事業	阿賀町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	地域防災計画等整備事業 内容 地域防災計画等の見直し 必要性 近年の異常気象に対応するため、自然災害に対する万全な対策が急務となっていることから地域防災計画等の見直しが必要である。 効果 地域防災計画をはじめ、防災関連マニュアルや洪水ハザードマップ等の見直しを図ることにより、災害に強いまちづくりを総合的に進めることができる。	阿賀町	
	基金積立	阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金積立(生活環境対策分) 生活環境対策事業 内容 水の確保、汚水及び廃棄物の処理その他生活環境の向上を図るための施策 必要性・効果 生活用水の確保や適正な汚水及び廃棄物の処理を確保することにより、快適で安全な生活環境の向上を図ることが期待される。	阿賀町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

上下水道施設や廃棄物処理施設の整備等、「生活環境の整備」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て支援

阿賀町の出生数は依然として減少を続け少数で推移しており、令和元年では出生数が27人、合計特殊出生率では1.33となりました。

少子化の進行は、未婚や晩婚化の進展や、女性の就業割合の増加や結婚・出産・子育てに要する経済的な負担増、子育てと仕事の両立の難しさなどが要因と考えられます。

阿賀町では、保育園や病後児保育の充実や子育て応援祝い金、医療費の助成、放課後児童クラブの運営など、出産や子育てに伴う不安や経済的負担の軽減など支援を進めてきました。

今後も社会変化に伴い多様化する子育てニーズに応じた施策を推進する必要があります。

さらに、思春期から、妊娠・産褥期、子育て期まで、それぞれの時期に適した相談支援や発達支援、各種健康診査など、母子保健事業の充実を図る必要があります。

また、結婚を望む男女の出会いをサポートするため、官・民協働による婚活支援の充実が必要です。

イ 高齢者福祉

阿賀町の高齢化率は49.2%（令和3年3月31日現在）と高く、高齢化が進んでいます。

高齢化率の上昇に伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増加しており、日常生活における調理や清掃、買い物といった家事が困難になるケースも多く生じています。また、冬期間における屋根の雪下ろしや家屋周辺の除雪作業も困難になるなど、生活に不安を抱える高齢者も少なくない状況にあります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、必要な在宅福祉サービスの充実や地域による見守り体制の基盤強化、また、健康で生きがいのある生活を送れるよう、健康づくりや生きがい活動など、トータルサポートの推進を図る必要があります。

また、すべての住民が、生涯にわたり心身ともに健康で安心して生活を送るためには、一人ひとりが健康管理の大切さを理解し、関心を持つことが重要です。

介護予防事業については、第8期介護保険事業計画を策定し、計画の実現に取り組んでおり、新たな制度に対応した介護保険事業計画に沿った高齢者福祉事業の充実が求められています。

ウ 障害者福祉

障害者やその家族の高齢化、核家族化などにより、家庭における支援機能の低下が進んでいます。また、障害の重度化、複合化により、就労が困難になるなど、障害者を取り巻く社会環境は厳しさを増しています。

当町では、就労支援事業所において就労支援や優先調達による作業受託等に積極的に取り組んでいます。しかし、一般就労への意欲があっても地理的問題から、町外への通勤が困難で就労に繋がらないケースがあるため、町内企業での実習の場や、企業への説明を図り、障害者雇用への理解を得られ就労に繋がるよう支援する必要があります。

また、民間の放課後デイサービス事業所における就学前の療育支援事業や保護者向けの講座等は実施していますが、町外の施設であることから、身近な地域で支援を受けられる中核的な地域生活支援拠点施設等の整備が求められています。

住まいの確保や相談機能及び緊急時の支援体制の整備と併せて、ニーズや個性に応じたサービスをできるだけ身近な地域で利用できるよう、日中活動の場の充実など住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制を整備する必要があります。

エ 健康増進

不規則な食生活や運動不足、喫煙や飲酒などの生活習慣が原因となる肥満、高血圧、糖尿病やがんの有病者・予備群が増加傾向にあり、当町においても生活習慣病の予防をはじめとする健康への関心が高まっています。

特定検診（住民健診）を積極的に受診して、自らの健康状態を把握し、バランスのとれた食生活、適度な運動習慣を身に付けることにより、生活習慣病の発症や重症化を抑え、健康で質の高い生活を維持し、健康寿命の延伸を図ることが重要であり、受診のしやすい体制づくりなど一層の支援が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする近年の社会情勢の変化等により、こころや体の健康に影響を及ぼしています。健康相談や訪問指導の充実、健康教室の開催など、町民の健康づくりのための保健活動に取り組む必要があります。

（２）その対策

ア 子育て支援

- 妊娠期からの子育て期まで切れ目ない支援を包括的に実施するため、子育て世代包括支援センターを設置する。
- 保護者の就労時間に合わせた早朝・延長保育及び土曜一日保育を実施する。
- 病気の回復期にある児童の保育、看護等を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援するための病後児保育の利用対象年齢を２歳以上に拡大する。
- 放課後等に児童が安心して生活できる「居場所」の確保と児童の健全育成、保護者の就労支援を図るため、放課後児童クラブの開設を継続する。
- 妊産婦の定期健診等の受診医療費及び交通費の助成継続と不妊治療費の医療費助成を実施する。
- 子ども医療費の助成を高校卒業時まで拡大する。
- 保護者の育児に対する不安や悩みの相談や、保護者同士の交流の場所として子育て支援センターの充実を図る。
- 関係機関と連携し、妊産婦や家族への相談・訪問等個別支援や子育てに関する教室など、相談活動を強化し、育児に関する保護者の不安やストレスの軽減を図り、児童虐待の防止と早期発見に努める。
- 乳幼児健診、ことばや発達に関する相談会、療育教室を実施する。
- 妊娠届や新生児訪問時の保健指導、歯科衛生士によるお口の健康教室や乳幼児健診時の歯科保健指導、フッ素塗布の推進等、むし歯予防対策を強化する。
- 結婚を望む男女に対する出会いの場となるイベントの開催など婚活支援の充実を図る。

イ 高齢者福祉

- 緊急通報装置による見守り体制の構築により、在宅生活での安全・安心の確保を図る。
- 高齢者障害者向け住宅改修整備補助事業による住宅のバリアフリー化を支援することにより、在宅生活に対する不安の解消等を図る。
- 見守り活動に関するセミナー等を開催し、地域住民と一体となった見守り活動意識の高揚を図るとともに、阿賀町見守りネットワーク「いたがねえ〜ネット」の拡充など、見守り体制の基盤強化を推進する。
- 高齢者の健康づくりや生きがい活動の促進を図るため、老人クラブへの支援を行う。
- 老人クラブ活動の活性化を図るべく、リーダーの育成を支援する。
- 高齢者の知識と技能を生かすことにより、生きがいをもって過ごせるよう、シルバー人材センターへの支援を行う。
- 高齢者への敬意を表すとともに、長寿のお祝いとして、敬老会の開催及び祝い金の支給を継続する。
- 町、社会福祉協議会、ボランティアセンター、民生委員児童委員、各種ボランティア団体等は、それぞれの役割を担いながら、町民の心配ごと相談等、様々な社会問題にも連携を深めていく。
- 在宅での生活が難しい高齢者が住み慣れた阿賀町で安心した生活が送れるよう、老人福祉施設や介護保険施設の整備を図るとともに施設環境の維持・向上に努める。

●阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金（高齢者等福祉対策分）の創設

阿賀町の高齢化率は50%まで迫り、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯も多く、雪処理や健康等への不安を抱えている高齢者が増加しています。生活相談や各種検診の充実、見守り体制の強化など光ケーブル網による情報ネットワークを活用した施策を積極的に展開することにより、住み慣れた地域で安心して健康な生活を続けられる過疎地、豪雪地のモデル的システムを構築する。

これらの実現を図るため、当該基金の活用においては、現行過疎法失効後の基金取り崩しも視野に、地域の持続的発展が図られる効果的な施策を実施する。

ウ 障害者福祉

- 阿賀町障害者自立支援協議会療育部会を中心とした、児童と家族支援に携わる関係機関が連携し、身近な地域で相談と訓練等の一貫した支援が受けられる体制を整備する。
- 障害者雇用の促進のための企業への啓発活動と施設外就労や実習先を開拓するなど就労支援体制の充実を図る。
- 地域生活支援拠点等の整備を図る。
- 共生社会の実現を目指し、障害者が生まれ育った阿賀町で地域生活を継続できるよう、住まいの確保や日中活動系サービスの充実を図る。
- 農福連携による農作業に伴う収穫物や就労支援作業に伴う物品等の販売機会を提供する。

エ 健康増進

- 様々な機会を利用して、集団での健康教育や家庭の状況に合わせた個別指導を実施する。
- 減塩、ヘルシーな食事等の食育を食生活改善推進協議会と協力し普及に努める。

- 各種がん検診を実施し、がんの早期発見を図る。
- 健康診査や各種がん検診の受診率向上を図るための普及・啓発に努める。
- 健診データを基に特定保健指導や健康相談、健康教室等を開催し、生活習慣病の発生予防、重症化予防を推進する。
- 健康づくりに関する講演会やイベント、出前講座等による普及・啓発に努める。
- インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染予防を推進する。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	園児送迎バス車両整備事業	阿賀町	
	(3) 高齢者福祉施設 その他	高齢者福祉施設開設事業	阿賀町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子育て包括支援事業 内容 助産師の訪問及び医療機関による宿泊型の産後ケアを実施する。また、妊産婦の医療費・交通費助成や不妊治療に対する医療費助成を行う。 必要性 母子に対する心身のケアや育児サポートの充実を図る必要がある。 効果 妊娠期からの子育て支援を切れ目なく包括的に実施することで、子育て支援に関する環境を整備することができる。	阿賀町	
	高齢者・障害者福祉	在宅福祉サービス整備事業 内容 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の生活支援 必要性 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えており、日常生活に支障をきたしていることから支援が必要である。 効果 在宅生活に対する不安を解消し、住み慣れた地域で安心して過ごすことができる。	阿賀町	
		障害者自立支援事業 内容 障害者の経済的な自立を支援する。 必要性 地理的問題から町外への通勤が困難で就労に繋がらないケースがあるため、雇用促進や就労支援体制の充実を図る必要がある。	阿賀町	

	基金積立	効果 町内での就労の場を確保することにより、障害者の経済的な自立を図ることができる。		
		阿賀町過疎地域持続的発展特別事業 基金積立(高齢者等福祉対策分) 高齢者保健福祉推進事業 内容 高齢者保健福祉サービスの充実 必要性・効果 高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯も多く、雪処理や健康等への不安を抱えている高齢者が増加している。生活相談や各種検診の充実、見守り体制の強化など光ファイバーによる情報ネットワークを活用した施策を積極的に展開することにより、住み慣れた地域で安心して健康な生活を続けることが期待される。	阿賀町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

子育て世代包括支援センターの整備や福祉施設環境の整備等、「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 地域医療

医療の確保は、基礎的な生活条件のひとつであり、地域の持続的発展を図るうえで、欠くことのできない対策であり、当町においてもその緊急性は極めて高く、重要な課題となっています。

当町には、鹿瀬、上川、三川地域にそれぞれ町営診療所があり、津川地域に県立津川病院、民間診療所等があり、連携を取りながら医療を提供し、通院困難な住民にはへき地診療や訪問診療、訪問看護を実施しています。救急医療、専門医療を必要とする場合は、町外の医療機関による対応が多くなりますが、状態が落ち着いた段階から、町外の医療機関と連携を取り町内の医療機関での対応ができています。

県立津川病院は、入院や夜間、休日の緊急時に対応できる町内唯一の病院であるため、存続・建て替えに関する要望を強化する必要があります。

また、高齢者の通院に係る交通手段の確保や、医療水準に必要な医療設備・機器の導入・更新についても、適切に対応し、住民のニーズに応じた医療機関の役割・在り方の検討を進め、地域に適合した医療の確保と質の充実を図る必要があります。

(2) その対策

ア 地域医療

- 医師や看護師等の医療従事者の確保や育成を支援するとともに、県や医師会と連携を強化しながら地域医療体制の充実を図る。
- 町営診療所の医師確保に努め、地域の医療需要に配慮した診療所の運営を行うとともに、医療機関より遠隔地の住民の受診機会を確保するため、患者輸送車等の送迎体制の確保に努める。
- 県立津川病院の医療体制の充実に向け、引き続き要望活動を続けるとともに、町営診療所や民間医療機関との連携によるバランスのとれた地域医療体制整備に努める。
- へき地巡回診療・訪問診療や薬剤師の服薬指導に対し、町情報システムと最先端システムを活用できるよう検討する。
- 救急医療や高度な医療・治療については、広域的な連携により医療体制を確保する。
- 医療水準を確保するため必要な医療設備・機器の整備・更新に努める。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	医療機器整備事業(診療所)	阿賀町	
		診療所設備改修事業	阿賀町	

	患者輸送車	患者輸送車整備事業	阿賀町	
--	-------	-----------	-----	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

診療施設の整備等「医療の確保」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

義務教育においては、社会の変化に自ら対応できる「生きる力」を育むため、児童生徒一人ひとりが自ら学び、考える力を養うと同時に、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、個性を伸ばす教育が必要です。

阿賀町は、豊かな自然環境、学校の特性を活かしながら、自然体験や人間的なふれあいを通して、特色ある学校づくりを目指すとともに、豊かな心と確かな学力など生きる力を育む教育活動を実践するため、質の高い教育の実現に向けて取り組んでいます。

また、コミュニティ・スクール※制度の導入により、「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを学校と地域住民等が共有し、力を合わせて学校の運営に取り組み、地域とともに特色ある学校づくりを進めています。

文部科学省が推進するGIGAスクール構想の実現に伴い、児童生徒に一人1台の端末と校内ネットワーク整備等を令和2年度に実施しました。今後は、ICTを活用した学習へと移行されるため、教える側の教職員のITリテラシー・スキルを高めるため、ICT活用アドバイス等による支援を強化するとともに、時代に合わせたICT教育環境の実現に向け、タブレット端末等の計画的な更新・整備が必要です。

一方、施設面では、全ての小中学校の耐震化対策は済んでいますが、老朽化が進んでいる学校や給食センターについては、学校と協議しながら計画的に改修等を進め、良好で安全な学習環境の確保と安全で安心な学校給食の提供を確保する必要があります。

少子化による小中学校の統廃合が進み、通学区域の広域化によるスクールバスの利用が増加しました。児童・生徒の安全・安心を第一にスクールバスの更新については計画的に進める必要があります。

女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など家庭環境の変化を踏まえ、放課後児童クラブを開設し、自学習、体験学習、集団での日常生活の指導と放課後の居場所を確保し、児童の健全な育成の支援を継続する必要があります。

※コミュニティスクール:学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教行法第47条の5)に基づいた仕組みのこと

イ 青少年の健全育成

近年の情報化、少子化社会、経済の急激な変化は、青少年の意識や行動に影響を及ぼしており、青少年問題は、複雑化・多様化しています。家庭や地域社会の青少年を育成する機能の変化や、青少年にとって好ましくない情報の増加も青少年の健全育成を阻害する要因となり、青少年が被害者・加害者になる事件が相次ぐなど、全国的に青少年をめぐる問題が表面化し、大きな社会問題となっています。

当町においては、学校や家庭、地域の連携を深め、青少年の居場所づくりとスポーツや野外活動を通し、健全な青少年の育成に取り組んできました。今後も関係機関や団体、家庭、学校、地域が一体となり青少年育成のための社会環境を整備する必要があります。

ウ スポーツ振興

阿賀町は、全国に誇れる津川漕艇場を有し、全国規模のボート大会の開催や大学、実業団、高校の合宿の誘致など、恵まれた環境を活かした、スポーツ振興と地域の活性化に取り組んできました。令和2年度には漕艇場の隣に天然芝の津川河川広場を整備し、スポーツを通じた交流人口の増加とスポーツ人口の増加を推進しています。

競技スポーツでは、ジュニアスポーツ団体の活動が子供の体力向上や競技力向上の一翼を担っており、継続的な活動ができるよう支援するとともに、指導者の確保や育成及び指導体制の強化を図る必要があります。

生涯スポーツは、楽しみながら年代に合った健康・体力づくりができることから、幼少期から運動やスポーツを習慣化させ、生涯スポーツへとつながるよう、体を動かす楽しさや喜びを感じることができる機会の充実を図る必要があります。

町民の生涯スポーツを推進するための拠点となる津川、上川、三川 B&G 等の社会体育施設は、老朽化が進んでいることから、施設の統廃合による整備の検討や計画的な改修を進める必要があります。

エ 生涯学習・社会教育施設

阿賀町第3次生涯学習推進計画に基づき、阿賀町教育の推進目標の達成に向けた生涯学習を進めるため、公民館等では多様化する生涯学習に対する町民ニーズに応じた各種教室や講座、文化祭等の開催や文化協会や自主サークル等の活動団体の育成と支援を推進してきました。

多様化する生涯学習の町民ニーズをアンケートや感想を集約し、ニーズに応じた生涯学習環境の整備を図る必要があります。

町民一人ひとりの生涯学習意識向上を図るため、生涯学習のシステムづくりと環境整備を推進するとともに、地域の特色を生かした学校・家庭・地域の連携促進と地域の教育力の向上を図る必要があります。

施設面では、社会教育施設の多くは旧学校施設等を活用しているもので、老朽化が進み建物等の修繕が必要となっていることから、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の集約や再整備を検討する必要があります。

(2) その対策

ア 学校教育

- 阿賀町の次代を担う人材を育成するため、地域や学校の特色を生かした活動を推進し、地域のよさを知り、社会や自然に積極的に関わる15年教育を柱とした学校教育の充実を図る。
- 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力の育成に努める。
- 地域とともにある学校づくりに資するコミュニティスクールを推進する。
- いじめ・不登校への適切な初期対応や即時対応、早期解決に結びつく、学校や教員の組織力・対応力の向上を図る研修やマニュアルの見直しを進める。
- 運動する楽しさや技能力向上等の喜びを感じてもらうため、体育・健康に関する指導内容を充実させるとともに、気力と体力の向上、望ましい生活習慣の形成のために、家庭や地域と連携した組織的な取組みを進める。

- 阿賀黎明高等学校の入学者数の増加を図るため、魅力あるカリキュラム作成や黎明学舎を中心とした生徒の支援体制を強化するとともに、阿賀学等を通じた A0 入試※対策を強化など、阿賀黎明高等学校の魅力を町外中学生への P R 活動を強化する。

※A0 入試：大学の入試方法のひとつ。学力試験を課さず、高等学校における成績や小論文、面接などで人物を評価し、入学の可否を判断する選抜制度

- 町外、県外からの生徒を受け入れるための寮の整備や下宿先の提供及び寮費に対する支援など、教育留学制度による生徒の受け入れ環境を整備する。
- タブレット等の情報通信機器を利用した ICT 教育の推進を図る。
- 快適な学習環境を確保するため、教室やトイレ等施設整備と学校給食センターの整備を進める。
- 安全な通学を確保するためスクールバスの計画的な更新に努める。
- 学習指導補助員・介助員を今後も継続的に配置する。
- 郷土料理と地場産食材を活用した給食の提供に努め、食品の安全性確保と栄養バランスのとれた給食を提供するとともに家庭と連携した食育を推進する。

イ 青少年の健全育成

- 子どもの教育の原点である家庭教育の充実に努めるとともに、学校・家庭・地域の連携を進め、地域全体で子どもを見守り育てる体制の整備に努める。
- 豊かな自然を活用したさまざまな体験活動やスポーツを通じて、心身ともに健全な青少年の育成に努める。
- 阿賀町の自然や歴史、文化などの教育資源を活かした体験学習を通じて、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持つ、心豊かなたくましい子どもの育成に努める。

ウ スポーツ振興

- 各スポーツ団体や学校、福祉保健関係機関と連携を図り、幼児期からの運動習慣づくりを推進し、多様な運動を経験する機会を提供する。
- スポーツ活動への関心を高め、競技人口の拡大と競技水準の向上を図るため、ジュニアスポーツ団体への支援強化と指導体制の強化に取り組む。
- スポーツ関係団体と連携し、専門的な講習会や教室の開催により、指導者の育成に努める。
- 幼児から高齢者の体力づくりや生きがいを推進するため、各年齢層の交流を深める機会の提供とニュースポーツの提供に努める。
- スポーツ施設の適切な管理運営を行い、安全性や利便性を確保するとともに、利用者の少ない施設や老朽化した施設の再編を検討する。
- 競技人口やニーズの変化に対応した施設や設備の整備に努める。

エ 生涯学習・社会教育施設

- 阿賀町文化協会の活性化と自立、文化団体の育成、芸術・文化活動を支援する。
- 多彩な「芸術・文化鑑賞事業」の開催と合同作品展や合同芸能発表会、ふれあいコンサート等の学習成果としての発表の場を提供する。
- 図書館機能を充実するとともに、多様な学習の場や相談体制の充実を図る。

- 子どもの読書活動を推進し、子どもの豊かな心を育む取り組みを進める。
- 町の情報システム活用した生涯学習情報の提供の充実を図る。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設	学校施設整備事業	阿賀町	
	校 舎	スクールバス整備事業	阿賀町	
	スクールバス・ボート			
	給食施設	給食センター整備事業	阿賀町	
	(3)集会施設、体育施設等	ふるさと交流川屋敷(公民館津川分館)施設整備事業	阿賀町	
	公民館			
	集会施設	集会施設整備事業	阿賀町	
	体育施設	体育施設整備事業	阿賀町	
		ボートのまち推進事業(競技艇購入)	阿賀町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	コミュニティスクール導入推進事業 内容 保護者や地域住民と組織する学校運営協議会を設置する。 必要性 子どもたちの健やかな成長を促すためには、学校のみならず、家庭や地域、教育行政の連携を図る必要がある。 効果 学校運営に地域の声を積極的に生かすことで、地域と一体となって特色ある学校づくりの推進を図ることができる。	阿賀町	

	生涯学習・スポーツ	ジュニアスポーツ団体活動支援事業 内容 ジュニアスポーツ団体の育成と活動を支援する。 必要性 継続的な活動を支援するため、指導者の育成及び指導体制の強化を図る必要がある。 効果 少子高齢化の進む過疎地域においても、子どもたちの体力向上や競技力の向上が期待され、スポーツ活動の拡大及び地域間交流の活性化が図られる。	阿賀町	
--	-----------	---	-----	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

学校教育施設の整備や社会体育施設の整備等、「教育の振興」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 地域コミュニティ・集落対策等

人口減少や高齢化の進行により、高齢化集落が増えており、地域における自主的な活動や共同作業など集落維持活動に支障を来している集落も増加しています。一方、集落の持つ課題を集落の力で解決し、新たな活動を通して活性化に向けた取り組みを始めた集落もあります。

地域活動の継続や魅力ある地域づくりを進めるため、集落支援員の配置や都市部からの地域おこし協力隊の招致を積極的に活用した地域活動への支援の強化とともに、ボランティア団体や大学生等の受け入れ体制を整備し、定住・定着の促進を図る必要があります。

また、高齢化の進む地域では、後継者問題をはじめ有害鳥獣対策、耕作放棄農地対策、雪処理問題など対策が必要な課題が山積しています。

イ 集会施設

住民自治や地域コミュニティ活動の拠点となる集会施設の老朽化が進んでいることから施設改修や改築等の整備を継続する必要があります。

(2) その対策

ア 地域コミュニティ・集落対策等

- 安全・安心に暮らせる集落対策を基本に集落支援員の配備を行い、地域へのサポートを進める。
- 新たな地域づくりを模索するグループ活動を支援する。
- ボランティアや大学生の受け入れ態勢を強化する。
- 地域と地域おこし協力隊が連携を図り、地域資源の活用や伝統文化を継承する。
- 自らの地域について、自ら考え、自ら実践することが重要であり、自主的な地域づくりや特産品開発等を積極的に支援する。
- 集落の施設や高齢者等の世帯の雪処理に必要な除雪機械の更新や整備を計画的に進める。

イ 集会施設

- 地域の拠点となる集会施設等の整備や修繕を継続する。
- 阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金（集落対策分）の創設

阿賀町の集落の半数は高齢化率が50%を超え、今後の維持が懸念される。住民も雪・健康・後継者がいない等の悩みを抱えて生活している。集落の実態調査、新潟大学等の学生と集落の交流、移住者の受入、除雪対策、きめ細やかな各種相談等を進め、住民の不安解消、集落機能の維持を図る。

これらの実現を図るため、当該基金の活用においては、現行過疎法失効後の基金取り崩しも視野に、地域の持続的発展が図られる効果的な施策を実施する。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持 続的発展特別事 業 基金積立	阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金積立(集 落対策分) 集落活性化支援事業 内 容 集落機能の維持 必要性・効果 119集落中、約6割の集落は高齢化率が50%を超 え、多くの集落は今後の維持が懸念される。住民も 雪・健康・後継者がいない等の悩みを抱えて生活して いる。集落の実態調査、大学等の学生と集落の交流、 移住者の受入、除雪対策、極め細やかな各種相談等 を進め、住民の不安の解消、集落機能の維持を図る。	阿賀町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「集落の整備」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 地域文化振興施設

阿賀町の文化活動・生涯学習の拠点施設となる文化福社会館は、老朽化が著しく機械設備等に度々不具合が生じているものの、年間延べ1万人近い方々が利用している状況にあることから、文化活動の拠点となる施設の整備に向けた検討が必要です。

イ 文化財の保護、普及啓発

阿賀町には国指定8件・県指定10件・町指定53件の文化財や縄文時代の集落跡等貴重な文化財が多く存在し、伝統行事や郷土芸能なども数多く受け継がれています。このような文化遺産は、地域の財産として誇り、次の世代へつなぐため、保存継承を積極的に取り組むことが求められています。

また、地域の歴史を見つめ直し、郷土学習や伝承活動の推進、遺跡などの情報発信など、伝統芸能や歴史を通じたまちづくりを進める必要があります。

文化資源を大切にし、住民一人ひとりが文化・芸術活動に参加することにより、住民が生活の中に文化的な香りと、先人の労苦を感じることができる取り組みが求められています。

(2) その対策

ア 地域文化振興施設

- 文化活動・生涯学習機能に加え、交流施設や農産物販売所、また、防災施設としての機能を備えた文化交流活動施設の整備に向けた検討を行う。

イ 文化財の普及啓発

- 郷土を知り郷土を愛する青少年の育成と郷土学習指導者を育成する。
- 文化活動サークルなどの文化活動団体を支援・育成するとともに、各団体相互の連携を強化し、地域の垣根を越えた団体間の交流を図る。
- 町の文化財を大切にし、地域住民が文化・芸術にふれあう機会を増やすとともに、町を訪れる方々との交流を促進するため文化財とその周辺施設の整備を図る。
- 観光や教育との連携による文化財の保護保存についての普及啓発に努めるとともに、町内外に文化財や遺跡の情報発信を強化する。
- 発掘調査、整理作業、土器・石器等の埋蔵文化財を利用した体験学習機会を提供する。
- 公共施設や学校等における郷土資料の出張ミニ展示コーナー等、民俗資料室の展示案の検討と、出前授業を実施する。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
10 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施 設等	文化活動施設整備事業	阿賀町	
		文化財保存事業補助	阿賀町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

文化活動施設の整備等、「地域文化の振興等」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

ア 再生可能エネルギーの利活用

阿賀町では、保育園や老人福祉施設、温泉施設において木質バイオマス燃料による空調設備を導入しており、豊かな森林資源を活用しながら、地球温暖化防止など地球環境の改善に取り組んできました。

現状、木質バイオマス燃料の利用促進の取り組みは、灯油など化石燃料に比べて扱い慣れない消費者の心理的抵抗感などから普及が進んでおらず、公共施設以外の民間においては利活用が不十分な状況にあります。脱炭素社会の実現やSDGsの目的にも合致する重要な施策として捉え、利活用の促進を図ります。

森林資源や水資源、温泉熱、雪冷熱など、阿賀町の豊富で多様な地域エネルギー資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進や普及啓発を図り、エネルギーの地産地消と環境負荷の軽減に貢献しながら、関連産業の企業誘致振興に繋げる必要があります。

(2) その対策

ア 再生可能エネルギーの利活用

- 木質バイオマス利活用促進のため、広報PRの強化により、ペレットストーブの設置・利用を推進する。また、既存の公共施設ボイラー、ペレット製造工場の機能維持とコストダウンを図る。
- 公共施設における照明器具LED化、空調エネルギーの高効率機器への更新を進める。
- 多様な地域資源を活用し、バイオマスや水力、風力、太陽光などの再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みを行う町民や事業者を支援するとともに情報提供等環境整備に努める。
- 学校教育や環境イベント等の開催において、環境保護や再生可能エネルギーを活用した取組等について、広い世代に普及啓発を図る。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	木質バイオマス利活用推進事業 (燃料施設改修)	阿賀町	
		再生可能エネルギー導入推進事業 (公共施設等)	阿賀町	

	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギー 利用	再生可能エネルギー利活用推進事業 内容 ペレットストーブ等再生可能エネルギー導入に 対する支援 必要性 脱炭素化を推進するため、各家庭や事業所及 び農林業における温泉熱や雪冷熱など再生可 能エネルギーの導入促進を図る必要がある。 効果 エネルギーの地産地消や関連産業の振興、 SDGs の推進に資することが期待される。	阿賀町	
--	---	---	-----	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設における省エネルギー化の推進等、「再生可能エネルギーの利用の推進」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 自然環境の保全

「雪椿」が阿賀町の花(シンボルフラワー)である由来は、1906年、麒麟山で採取された原種標本に「ユキツバキ」と名付けられたのが始まりであるが、阿賀町地域では中世から園芸花木として愛され、花の形や色が多彩な品種が生み出され、海外では「ウィンターローズ」などとも呼ばれ、欧米を中心に愛好者も多く、その原種である阿賀町の雪椿は、希少で有用な地域資源として活用が期待されます。

雪椿の資源管理（保護増殖活動）については、町内小中学校、阿賀黎明高校及び民間の愛好団体等によって挿し木や植栽活動が行われており、年間数百株の苗木が生産されているほか、資源活用では、雪椿オイル、雪椿うどん、雪椿せっけん、雪椿茶、雪椿ゼラート等の商品化が官民によって企画実施され、阿賀町メイドの地場産品として定着しつつあります。

また雪椿は、風光明媚な阿賀町の景観や、清らかな水や空気など阿賀町の自然環境を象徴する「町のイメージフラワー」として、行政パンフレットや観光ポスター、商品パッケージなど随所に活用され、「雪椿＝美しく清らか＝阿賀町」というイメージの相乗効果が生じており、今後も官民や世代を横断しての普及振興が望まれます。

雪椿を育むユキツバキブナ植生群やユキツバキミズナラ植生群など、豊かで多様な森林自然環境を維持することは勿論、町内外の人々が阿賀町の自然環境に親しみ、自然活動によって交流人口が増加し活性化するよう、インストラクターの養成や専門的な知識を持った人材を育成する必要があります。

(2) その対策

ア 自然環境の保全

- 雪椿の原種や希少種の増殖活動を実施するとともに、植栽地の適正な保全管理に努める。
- 地域や学校など多様な立場や世代の協力を得ながら、植栽地の拡大を促進する。
- 雪椿を入口にした阿賀町の「自然」「特産品」「観光」「歴史」「環境」「未来」等についての学びを支援する。
- 森林環境譲与税を活用し、森林環境の整備保全を促進するほか、森林資源が持つ多面的な機能を有効に活用する。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業 自然環境の保全	雪椿保全推進事業 内容 町の花である雪椿の保護増殖活動及び利活用 必要性 原種や希少種の増殖活動を実施し、植栽地	阿賀町	

		の適正な保全管理に努めなければならない。 効果 町内の児童生徒から雪樺の特別希少な自然環境を誇りとして認知させ、町内外の広い世代に雪樺のイメージとともに町の魅力を発信することが期待される。		
		森林環境整備保全事業 内容 森林資源の整備及び保全を行う。また、森林活動に関するインストラクター養成や専門的な林業知識を持った人材の育成を行う。 必要性 豊かな自然環境を維持するため、森林整備や森林パトロールなど保全活動を積極的に行う必要がある。また、町内には伐採適期を迎えた優良な森林資源が豊富にあることから、森林所有者や林業事業体の収益が上がるよう施策を展開する必要がある。 効果 水源涵養や二酸化炭素吸収、癒しの場として森林が持つ公共性や多面的機能を維持することができるとともに、人材の確保や林業事業体等の収益増が期待される。	阿賀町	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

自然環境の保全等、「その他地域の自立促進に関し必要な事項」区分における公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づいた公共施設等の保有量及び規模の適正化、長寿命化・効率的利用を計画的に推進します。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住定住促進事業	阿賀町	
	移住・定住	空き家実態調査事業	阿賀町	
	地域間交流	あがまちファンクラブ運営事業	阿賀町	
	人材育成	人材育成事業	阿賀町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	農業再生協議会等活動支援事業	阿賀町	
	第1次産業	農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付事業	阿賀町	
	観 光	観光拠点における案内AIバーチャルアテンダント実装事業	阿賀町	
	その他	有害鳥獣対策事業	阿賀町	
	基金積立	阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金積立(農業対策分) 特産品等農業振興事業	阿賀町	
3 地域における情報化	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	行政事務効率化システム構築事業	阿賀町	
	デジタル技術活用	ICT 等技術活用事業	阿賀町	
		ドローンを活用した物流から始まる「スカイウェイサポート」事業	阿賀町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	橋りょう点検事業	阿賀町	
	交通施設維持 基金積立	阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金積立(交通対策分) 生活交通確保対策事業	阿賀町	

5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	地域防災計画等整備事業	阿賀町	
	基金積立	阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金積立 (生活環境対策分) 生活環境対策事業	阿賀町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子育て包括支援事業	阿賀町	
	高齢者・障害者福祉	在宅福祉サービス整備事業	阿賀町	
		見守り体制基盤強化推進事業	阿賀町	
		障害者自立支援事業	阿賀町	
	基金積立	阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金積立 (高齢者等福祉対策分) 高齢者保健福祉推進事業	阿賀町	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	コミュニティスクール導入推進事業	阿賀町	
	生涯学習・スポーツ	ジュニアスポーツ団体活動支援事業	阿賀町	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	阿賀町過疎地域持続的発展特別事業基金積立 (集落対策分) 集落活性化支援事業	阿賀町	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー利活用推進事業	阿賀町	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業 自然環境の保全	雪椿保全推進事業	阿賀町	
		森林環境整備保全事業	阿賀町	